

参考資料

1. 空き家数と空き家率の推移
2. 種別農家数
3. 製品出荷額等及び従業員数
4. 商店数及び従業員数
5. 大気質の測定・調査結果
6. 水質・底質の測定・調査結果
7. 騒音・振動の測定結果
8. 土壌の測定結果
9. 本市の温室効果ガスの発生状況（推計値）
10. アンケート調査結果（2020年11月～12月実施）
11. 環境擁護用語
12. 伊賀市環境基本条例

1. 空き家数と空き家率の推移

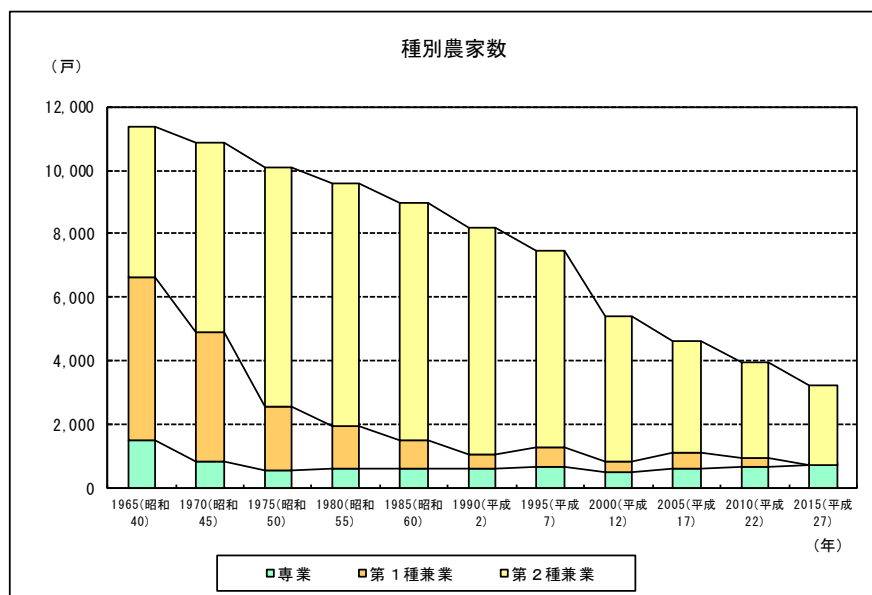
本市における空き家数と空き家率の推移を以下に示します。



注：各年度3月末時点
出典：「伊賀市空き家対策の現状と展開」伊賀市

2. 種別農家数

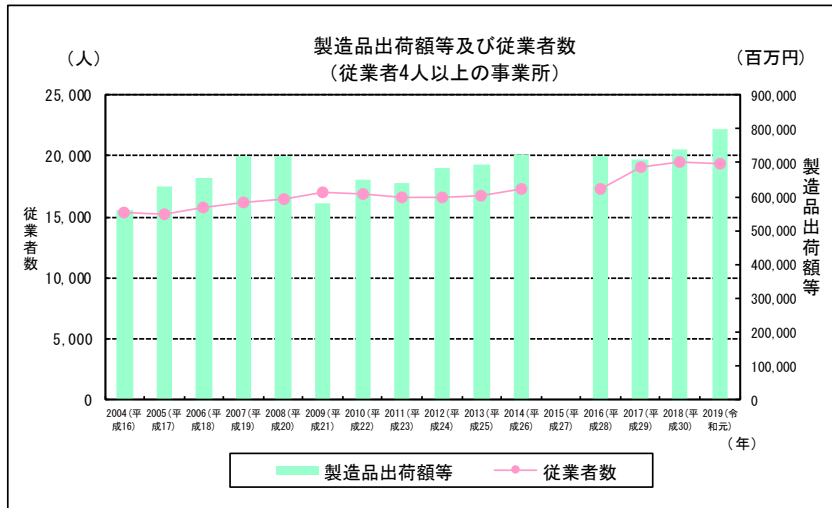
本市における種別農家数を以下に示します。



注：各年2月1日現在。記載した年以外はデータなし。
出典：「農林業センサス報告書」農林水産省

3. 製品出荷額等及び従業員数

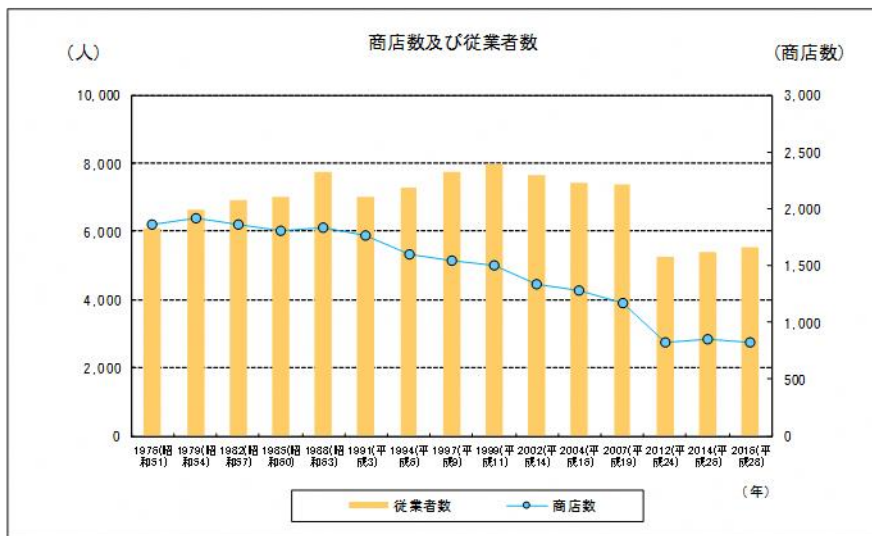
本市における製品出荷額等及び従業員数を以下に示します。



注：各年12月31日現在。R1～H29年は、6月1日現在従業員4人以上の事業所。2015(平成27)年は調査無し。
出典：「工業統計表」経済産業省、「三重の工業」三重県統計調査室、「経済センサス活動調査」総務省統計局

4. 商店数及び従業員数

本市における商店数及び従業員数を以下に示します。



注：1976(昭和51)年、1985(昭和60)年は5月1日現在。
1979(昭和54)年、1982(昭和57)年、1988(昭和63)年、1997(平成9)年、1999(平成11)年、2002(平成14)年、2004(平成16)、2007(平成19)年は6月1日現在、
1991(平成3)年、1994(平成6)年、2014(平成26)年は7月1日現在。飲食店を除く。
2012(平成24)年は2月1日現在、2016(平成28)年は6月1日現在。飲食店を除く。
出典：「商業統計表」経済産業省、「三重の商業」三重県統計調査室、「経済センサス活動調査」総務省統計局

5. 大気質の測定・調査結果

本市における大気質の測定・調査結果を以下に示します。

二酸化硫黄測定結果

測定局	年度	1時間値の最大値	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準達成状況
		単位 (ppm)			
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.047	0.007	0.015	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.078	0.008	0.021	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.078	0.010	0.025	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.073	0.008	0.021	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.047	0.005	0.012	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.083	0.004	0.008	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.057	0.002	0.004	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.046	0.002	0.004	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.010	0.002	0.003	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.009	0.001	0.003	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.008~0.010	0.001	0.002~0.003	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.008	0.000~0.002	0.002~0.003	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.008~0.010	0.001	0.002~0.003	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.008	0.001	0.003	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.011	0.001	0.002	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.010	0.001	0.002	○

注) 環境基準(長期的評価)達成状況: ○達成、●: 未達成

出典: 環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

二酸化窒素測定結果

測定局	年度	1時間値の最大値	年平均値	日平均値の年 間98%値	環境基準達成状況
		単位 (ppm)			
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.079	0.017	0.031	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.068	0.015	0.029	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.059	0.014	0.028	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.051	0.012	0.024	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.048	0.011	0.023	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.052	0.010	0.021	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.059	0.012	0.024	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.048	0.010	0.020	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.048	0.008	0.019	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.054	0.011	0.024	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.053~0.056	0.010	0.021~0.023	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.046~0.053	0.010	0.021~0.022	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.048~0.055	0.008	0.018	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.044	0.008	0.019	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.051	0.008	0.019	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.050	0.007	0.016	○

注) 環境基準(長期的評価)達成状況: ○達成、●: 未達成

出典: 環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

光化学オキシダント測定結果

測定局	年度	昼間の1時間値の 最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数		環境基準達成状況
		単位 (ppm)	日	時間	
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.130	90	507	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.116	68	291	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.080	19	44	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.102	24	79	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.092	36	136	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.130	73	493	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.140	105	613	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.106	49	265	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.136	89	500	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.133	98	533	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.111~0.114	76~84	435~501	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.111~0.115	80~89	428~467	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.099~0.104	59~65	348~383	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.124~0.139	76~86	444~475	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.101~0.112	68~71	384~392	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.115~0.122	69~70	345~382	●

注) 環境基準(長期的評価)達成状況: ○達成、●:未達成

出典: 環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

浮遊粒子状物質測定結果

測定局	年度	1時間値の最大値	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準達成状況
		単位 (mg/m3)			
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.164	0.026	0.060	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.135	0.021	0.059	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.414	0.026	0.064	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.208	0.024	0.060	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.105	0.022	0.048	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.589	0.019	0.044	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.152	0.020	0.054	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.215	0.020	0.044	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.112	0.021	0.053	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.098	0.023	0.054	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.079~0.086	0.017~0.021	0.042~0.049	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.080~0.164	0.016~0.022	0.041~0.050	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.085~0.094	0.015~0.017	0.031~0.035	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.075~0.235	0.014~0.017	0.030~0.036	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.064~0.101	0.014~0.017	0.033~0.040	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.070~0.089	0.013~0.015	0.035~0.040	○

注) 環境基準(長期的評価)達成状況: ○達成、●:未達成

出典: 環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

<参考> 二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質の環境基準

○大気汚染に係る環境基準
1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)

○環境基準による大気汚染の状況の評価

ア. 短期的評価	(二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く)	測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
イ. 長期的評価	二酸化窒素	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目(たとえば、年間の有効測定日が350日の場合には343(=350×0.98、四捨五入)番目に当たる値(一日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
	浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値(例えば、年間の有効測定日が355日の場合には7(=355×0.02、四捨五入)個の測定値)を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。
	微小粒子状物質	長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。 短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。 測定局における測定結果(1年間平均値及び98パーセンタイル値)を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。 ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。

ダイオキシン類調査結果

測定地点	年度	年平均値	春季	夏季	秋季	冬季	環境基準
		単位 (pg-TEQ/m ³)					
伊賀市役所	2004(平成16)	0.055	0.092	0.029	0.065	0.035	年平均 0.6以下
伊賀市島ヶ原支所	2004(平成16)	0.16	0.021	0.032	0.54	0.030	
伊賀市役所	2005(平成17)	0.063	0.034	0.044	0.1	0.074	
伊賀市役所	2006(平成18)	0.035	0.014	0.034	0.047	0.046	
伊賀市役所	2007(平成19)	0.028	0.019	0.022	0.044	0.027	
伊賀市役所	2009(平成21)	0.0210	0.0260	0.0140	0.0310	0.0130	
伊賀市役所	2011(平成23)	0.020	0.018	0.032	0.012	0.018	
伊賀市役所	2013(平成25)	0.015	0.0047	0.018	0.022	0.017	
伊賀市役所	2015(平成27)	0.045	-	0.016	-	0.073	
伊賀市役所	2017(平成29)	0.012	-	0.0070	-	0.016	
上野高校	2019(令和元)	0.014	-	0.012	-	0.016	

出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について(三重県)、環境白書(三重県)

有害大気汚染物質測定結果

測定局	年度	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
		単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 達成状況	単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 達成状況	単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準	単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 達成状況
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	1.3	○	0.93	○	0.27	○	4.9	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	1.4	○	0.55	○	0.22	○	1.7	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	1.3	○	0.56	○	0.19	○	1.5	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	1.0	○	1.00	○	0.16	○	1.4	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	1.1	○	0.360	○	0.15	○	1.5	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.90	○	0.14	○	0.15	○	1.6	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.97	○	0.20	○	0.20	○	1.2	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.79	○	0.16	○	0.17	○	1.1	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.79	○	0.12	○	0.092	○	-	-
伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.75	○	0.10	○	0.083	○	2.5	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.65	○	0.098	○	0.066	○	1.3	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.60	○	0.098	○	0.12	○	1.4	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.63	○	0.13	○	0.071	○	1.2	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.39	○	0.07	○	0.045	○	0.7	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.470	○	0.110	○	0.064	○	0.69	○
環境基準		3.0		200		200		150	

注：2013（平成25）年度のジクロロメタンはデータなし。
 出典：環境白書（三重県）、三重県サステナビリティレポート（三重県）

6. 水質・底質の測定・調査結果

本市における河川、地下水の水質及び底質の調査・測定結果を以下に示します。

生物化学的酸素要求量（河川水）（BOD）

水域名	地点名	類型	単位	環境基準	2003 (平成15)年度		2004 (平成16)年度		2005 (平成17)年度		2006 (平成18)年度		2007 (平成19)年度		2008 (平成20)年度		2009 (平成21)年度		2010 (平成22)年度		2011 (平成23)年度	
					BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否
木津川	大野木橋	A	mg/L	2	1.6	○	1.2	○	1.7	○	1.1	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.1	○	1.2	○
木津川	岩倉橋	A	mg/L	2	1.8	○	1.9	○	2.5	○	1.5	○	1.5	○	1.1	○	1.3	○	1.3	○	1.5	○
木津川	島ヶ原大橋	A	mg/L	2	1.9	○	1.5	○	2.5	○	1.5	○	2.1	×	1.2	○	1.6	○	1.6	○	1.7	○
柘植川	山神橋	A	mg/L	2	2.0	○	1.8	○	1.2	○	0.9	○	1.0	○	1.3	○	1.4	○	1.6	○	1.6	○
服部川	伊賀上野橋	A	mg/L	2	1.6	○	1.7	○	2.2	○	1.4	○	1.5	○	0.9	○	1.1	○	1.3	○	1.4	○
久米川	芝床橋	B	mg/L	3	3.3	×	2.8	○	2.5	○	2.5	○	2.4	○	3.7	×	4.0	×	4.4	×	4.5	×
比自岐川	栢川橋	A	mg/L	2	1.5	○	1.5	○	1.0	○	0.9	○	0.8	○	1.0	○	0.8	○	1.1	○	1.4	○

水域名	地点名	類型	単位	環境基準	2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014 (平成26)年度		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度	
					BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否
木津川	大野木橋	A	mg/L	2	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○	0.7	○	0.8	○
木津川	岩倉橋	A	mg/L	2	1.2	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○	0.9	○	1.5	○	0.9	○	1.2	○
木津川	島ヶ原大橋	A	mg/L	2	1.3	○	1.3	○	1.7	○	1.3	○	1.2	○	1.8	○	1.0	○	1.3	○
柘植川	山神橋	A	mg/L	2	1.6	○	1.7	○	1.5	○	1.3	○	1.5	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○
服部川	伊賀上野橋	A	mg/L	2	1.2	○	1.0	○	1.5	○	1.2	○	1.0	○	1.3	○	1.0	○	1.1	○
久米川	芝床橋	B	mg/L	3	3.4	×	4.5	×	4.1	×	3.6	×	2.7	○	5.3	×	4.0	×	3.7	×
比自岐川	栢川橋	A	mg/L	2	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	0.7	○	0.7	○	1.2	○	0.9	○

注) 環境基準適合状況：○適合、×：否適合
 出典：環境白書（三重県）、三重県サステナビリティレポート（三重県）

地下水定期モニタリング調査結果

地点名		伊賀市上友田	伊賀市柘植町	伊賀市出後	環境基準
物質名	単位	測定年月日：2019（令和元）年2月1日			
カドミウム	mg/L	<0.00003	<0.00003	<0.00003	0.003以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.05以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.00002	<0.00002	<0.00002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.30	0.56	1.0	10以下
ふっ素	mg/L	0.10	0.09	0.13	0.8以下
ほう素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	1以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

出展：三重県HP「三重の環境」公共用水域および地下水の水質調査測定結果の概要

ダイオキシン類調査結果（河川水質）

河川名	地点名	単位	環境基準	2003 (平成15)年度		2004 (平成16)年度		2005 (平成17)年度		2006 (平成18)年度		2007 (平成19)年度		2008 (平成20)年度		2009 (平成21)年度		2010 (平成22)年度		2011 (平成23)年度	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋	pg-TEQ/L	1以下	0.60	○	0.75	○	0.98	○	0.55	○	0.55	○	-	-	-	-	0.21	○	0.35	○
比自岐川	拵川橋			0.58	○	0.39	○	1.1	×	0.37	○	0.28	○	0.370	○	0.830	○	0.28	○	0.35	○
柘植川	山神橋			0.21	○	0.29	○	0.48	○	0.50	○	-	-	0.360	○	-	-	0.19	○	0.31	○
河川名	地点名	単位	環境基準	2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014 (平成26)年度		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度			
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否		
久米川	芝床橋	pg-TEQ/L	1以下	1.10	×	0.84	○	0.42	○	0.55	○	1.4	×	0.38	○	0.40	○	0.49	○		
比自岐川	拵川橋			0.83	○	0.4	○	0.30	○	0.21	○	0.46	○	0.18	○	0.20	○	0.22	○		
柘植川	山神橋			0.76	○	0.41	○	0.36	○	0.23	○	0.86	○	0.31	○	0.15	○	0.25	○		

注：2019(令和元)年度は山神橋から土橋橋へ測定地点変更
 出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

ダイオキシン類調査結果（河川底質）

河川名	地点名	単位	環境基準	2003 (平成15)年度		2004 (平成16)年度		2005 (平成17)年度		2006 (平成18)年度		2007 (平成19)年度		2008 (平成20)年度		2009 (平成21)年度		2010 (平成22)年度		2011 (平成23)年度	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋	pg-TEQ/g	150以下	1.4	○	1.6	○	0.52	○	-	-	-	-	-	-	-	-	0.83	○	5.5	○
比自岐川	拵川橋			1.3	○	7.5	○	4.1	○	4.0	○	1.9	○	0.46	○	8.5	○	6	○	22	○
柘植川	山神橋			2.4	○	0.70	○	0.31	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	○	0.52
河川名	地点名	単位	環境基準	2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014 (平成26)年度		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度			
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否		
久米川	芝床橋	pg-TEQ/g	150以下	0.20	○	0.5	○	0.72	○	0.32	○	0.82	○	0.47	○	0.32	○	0.71	○		
比自岐川	拵川橋			32	○	3.1	○	3.9	○	0.18	○	3.1	○	1.90	○	0.14	○	3.40	○		
柘植川	山神橋			0.24	○	0.39	○	0.70	○	0.30	○	1.5	○	0.24	○	0.28	○	0.54	○		

注：2019(令和元)年度は山神橋から土橋橋へ測定地点変更
 出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

ダイオキシン類調査結果（地下水）

調査地点	単位	環境基準	2007 (平成19)年度	2013 (平成25)年度	2019 (令和元)年度
愛田地内	pg-TEQ/L	1以下	-	-	0.049
柘植町			-	0.025	-
伊賀市予野			0.072	-	-

注：-はデータなし。

出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

7. 騒音・振動の測定結果

本市における騒音・振動の測定結果を以下に示します。

騒音測定結果（2019（令和元）年度）

区分	環境基準 類型	用途地域 (路線名)	測定地点	等価騒音レベル (dB)					
				昼間			夜間		
				測定値	環境基準	適否	測定値	環境基準	適否
一般環境	A	第一種中高層住居専用地域	津地方検察庁伊賀支部	48	55以下	○	37	45以下	○
	B	第一種住居地域	市街地西部地区市民センター	45	55以下	○	43	45以下	○
	C	近隣商業地域	三重県伊賀庁舎	48	60以下	○	43	50以下	○
道路交通	B	一般国道25号	伊賀市守田町	65	70以下	○	61	65以下	○
	C	一般国道422号	伊賀市小田町	66	70以下	○	60	65以下	○
	B	県道高倉佐那具線	伊賀市東高倉	65	70以下	○	56	65以下	○

出典：三重県サステナビリティレポート（三重県）

自動車交通振動測定結果（2019（令和元）年度）

用途地域	路線名	測定地点	振動レベル（dB）					
			昼間			夜間		
			測定値	要請限度	適否	測定値	要請限度	適否
準工業地域	国道163号及び422号線	小田西交差点南	39	70以下	○	30	65以下	○

出典：三重県サステナビリティレポート（三重県）

8. 土壌の測定結果

本市における土壌の調査結果を以下に示します。

ダイオキシン類調査結果（土壌）

調査地点	単位	環境基準	2004 （平成16）年度	2005 （平成17）年度	2013 （平成25）年度	2019 （令和元）年度
阿山運動公園第一運動公園グラウンド	pg-TEQ/g	1000以下	-	-	-	0.16
柘植町			-	-	2.1	-
伊賀市予野			-	0.11	-	-
伊賀市蓮池			0.41	-	-	-
伊賀市才良			0.055	-	-	-
伊賀市中友田			0.012	-	-	-
伊賀市坂下			0.18	-	-	-
伊賀市高尾			0.78	-	-	-

注：-はデータなし。

出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

9. 本市の温室効果ガスの発生状況（推計値）

本市における温室効果ガスの発生状況（推計値）を以下に示します。

年度	2013 （平成25） 年度	2014 （平成26） 年度	2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度	2018 （平成30） 年度
温室効果ガス 排出量 （千tCO ₂ ）	1,478	1,449	1,387	1,421	1,417	1,400

出典：環境省HP

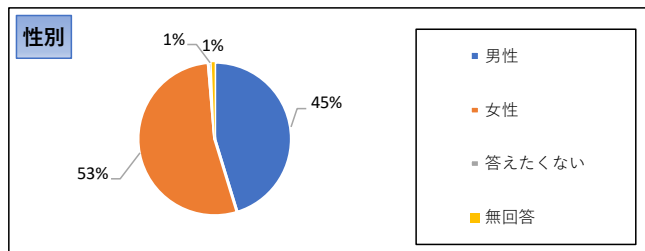
10. アンケート調査結果（2020年11月～12月実施）

（1）一般市民（配布数：1800人、回収数：813人）

問1 あなたの性別は？

男性が45%、女性が53%でした。

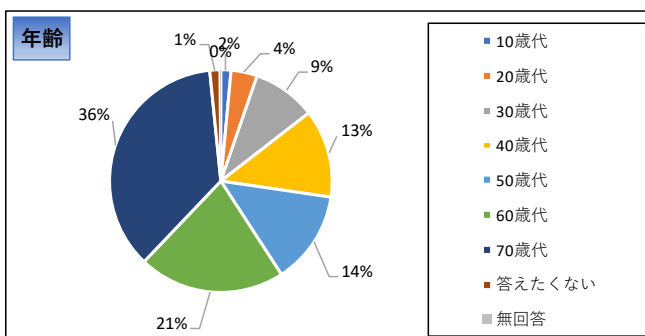
	人数(人)	割合(%)
男性	368	45%
女性	434	53%
答えたくない	6	1%
無回答	5	1%
合計	813	100%



問2 あなたの年齢は？

60歳代、70歳代以上が合わせて57%と半数以上を占めています。

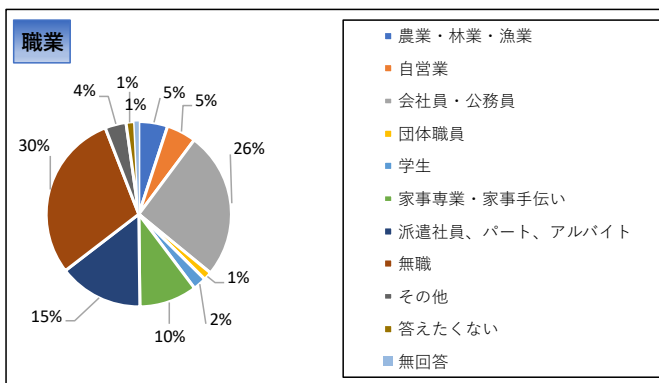
	人数(人)	割合(%)
10歳代	12	1%
20歳代	31	4%
30歳代	75	9%
40歳代	104	13%
50歳代	110	14%
60歳代	173	21%
70歳代	295	36%
答えたくない	12	1%
無回答	1	0%
合計	813	100%



問3 あなたの職業は？

無職が30%と最も多く、次いで会社員・公務員が26%でした。

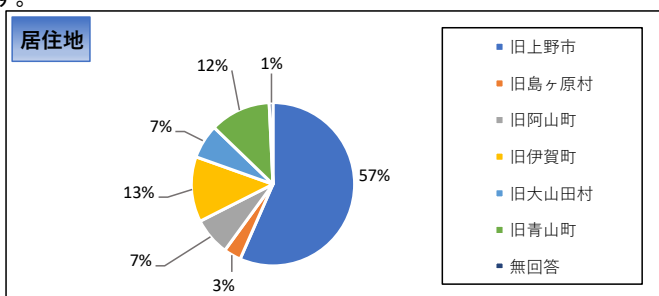
	人数(人)	割合(%)
農業・林業・漁業	41	5%
自営業	42	5%
会社員・公務員	209	26%
団体職員	12	1%
学生	19	2%
家事専業・家事手伝い	82	10%
派遣社員、パート、アルバイト	120	15%
無職	240	30%
その他	30	4%
答えたくない	12	1%
無回答	6	1%
合計	813	100%



問4 あなたのお住いの地区は？

旧上野市が57%と最も多く、次いで旧伊賀町の13%となっています。

	人数(人)	割合(%)
旧上野市	460	57%
旧島ヶ原村	28	3%
旧阿山町	61	8%
旧伊賀町	105	13%
旧大山田村	55	7%
旧青山町	98	12%
無回答	6	1%
合計	813	100%

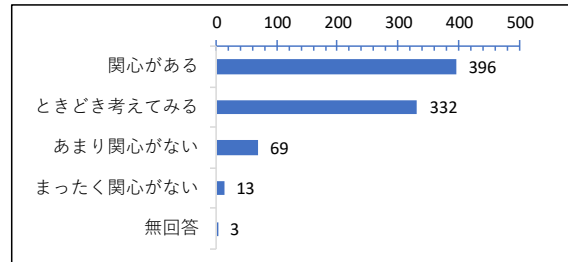


I 環境に対する関心度

問5 私たちが日常くらししているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境について、関心はありますか。

「関心がある」、「ときどき考えてみる」を合わせると約90%となり、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の約10%を大きく上回り、関心の高さを示しています。

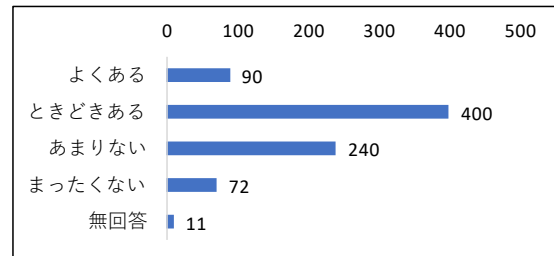
	人数(人)	割合(%)
関心がある	396	49%
ときどき考えてみる	332	41%
あまり関心がない	69	8%
まったく関心がない	13	2%
無回答	3	0%
合計	813	100%



問6 家庭や職場などで環境の話題について話し合ったことはありますか。

「よくある」、「ときどきある」を合わせると約60%となり、「あまりない」、「まったくない」の約39%を上回っていました。

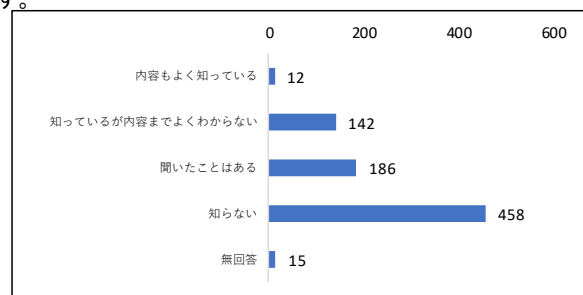
	人数(人)	割合(%)
よくある	90	11%
ときどきある	400	49%
あまりない	240	30%
まったくない	72	9%
無回答	11	1%
合計	813	100%



問7 あなたは伊賀市環境基本条例に基づき策定された「伊賀市環境基本計画」(2007年度～2015年度)を知っていますか。

「知らない」が約56%と半数を超えており、周知されていないことが伺えます。

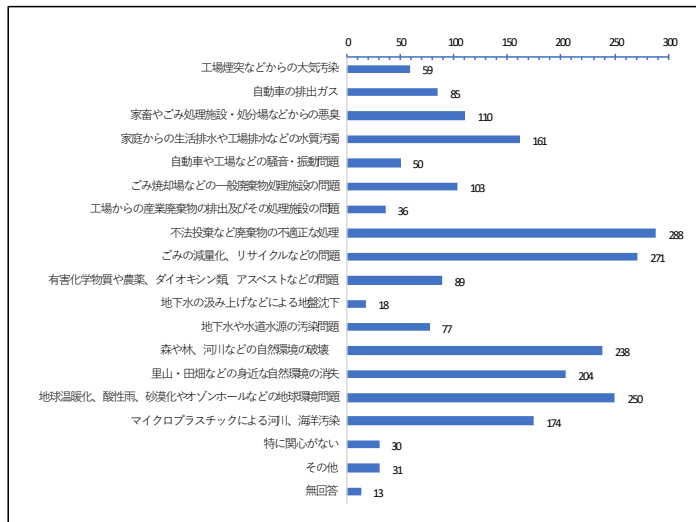
	人数(人)	割合(%)
内容もよく知っている	12	1%
知っているが内容までよくわからない	142	17%
聞いたことはある	186	23%
知らない	458	56%
無回答	15	2%
合計	813	100%



問8 あなたの現在、関心のある環境問題は。

「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」が13%と最も多く、
次いで「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」12%、
「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」が11%となっています。

	人数(人)	割合(%)
工場煙突などからの大気汚染	59	3%
自動車の排出ガス	85	4%
家畜やごみ処理施設・処分場などからの悪臭	110	5%
家庭からの生活排水や工場排水などの水質汚濁	161	7%
自動車や工場などの騒音・振動問題	50	2%
ごみ焼却場などの一般廃棄物処理施設の問題	103	5%
工場からの産業廃棄物の排出及びその処理施設の問題	36	2%
不法投棄など廃棄物の不適正な処理	288	13%
ごみの減量化、リサイクルなどの問題	271	12%
有害化学物質や農薬、ダイオキシン類、アスベストなどの問題	89	4%
地下水の汲み上げなどによる地盤沈下	18	1%
地下水や水道水源の汚染問題	77	3%
森や林、河川などの自然環境の破壊	238	10%
里山・田畑などの身近な自然環境の消失	204	9%
地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題	250	11%
マイクロプラスチックによる河川、海洋汚染	174	8%
特に関心がない	30	1%
その他	31	1%
無回答	13	1%
合計	2287	100%

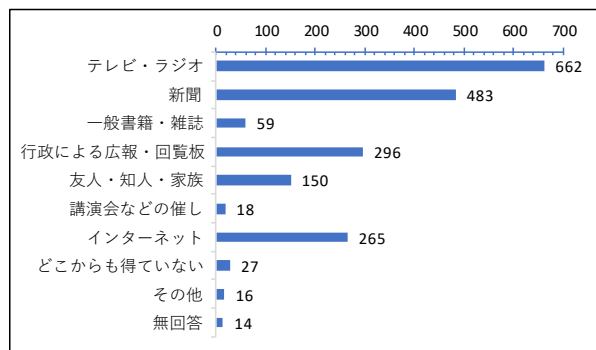


II 環境の情報について

問9 環境に関する情報はどこで入手しますか。

「テレビ・ラジオ」及び「新聞」が最も多く、マスメディア主体となっており、
次いで「行政による広報・回覧板」となっています。

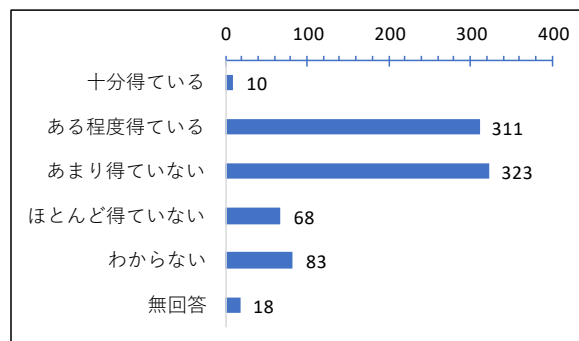
	人数(人)	割合(%)
テレビ・ラジオ	662	33%
新聞	483	24%
一般書籍・雑誌	59	3%
行政による広報・回覧板	296	15%
友人・知人・家族	150	8%
講演会などの催し	18	1%
インターネット	265	13%
どこからも得ていない	27	1%
その他	16	1%
無回答	14	1%
合計	1990	100%



問10 環境に関する情報入手は十分ですか。

「あまり得ていない」が40%と最も多く、次いで「ある程度得ている」が38%となっています。

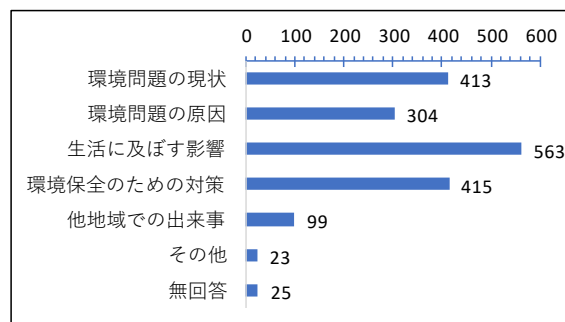
	人数(人)	割合(%)
十分得ている	10	1%
ある程度得ている	311	38%
あまり得ていない	323	40%
ほとんど得ていない	68	8%
わからない	83	10%
無回答	18	2%
合計	813	100%



問11 環境に関して、不足している(知りたい)情報は何か。

「生活に及ぼす影響」が31%と最も多く、次いで「環境保全のための対策」が23%、「環境問題の現状」が22%となっています。

	人数(人)	割合(%)
環境問題の現状	413	22%
環境問題の原因	304	17%
生活に及ぼす影響	563	31%
環境保全のための対策	415	23%
他地域での出来事	99	5%
その他	23	1%
無回答	25	1%
合計	1842	100%

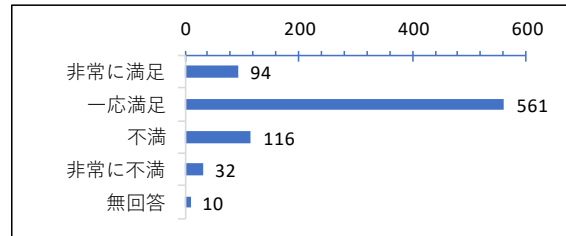


Ⅲ 環境の現状に対する評価

問12 私たちが日常暮らしているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、また、伊賀市の自然とのふれあいのための施設などについて、満足していますか。

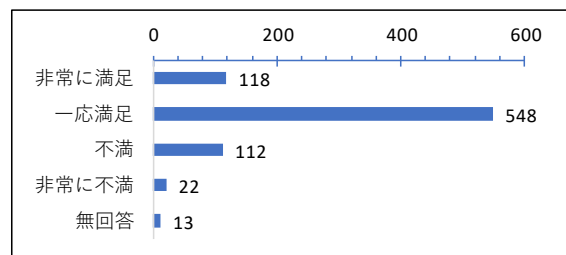
ア. 空気やにおいのさわやかさ(空気の汚れや悪臭がなくさわやかな空気であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	94	12%
一応満足	561	69%
不満	116	14%
非常に不満	32	4%
無回答	10	1%
合計	813	100%



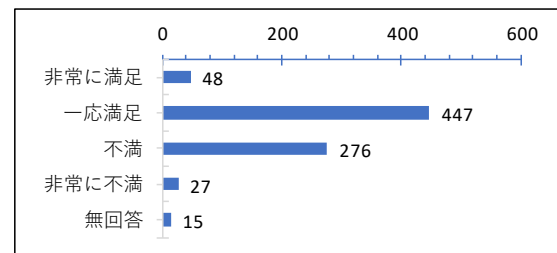
イ. 音の静かさ(車や工場の騒音や振動が気にならないこと)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	118	15%
一応満足	548	67%
不満	112	14%
非常に不満	22	3%
無回答	13	2%
合計	813	100%



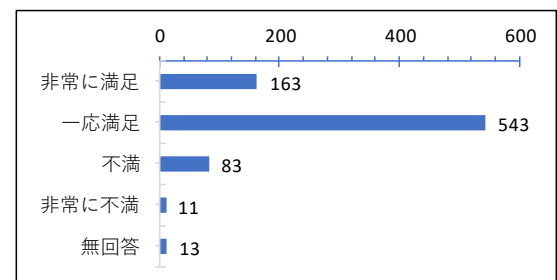
ウ. 川やため池の水のきれいさ(身近な川やため池の水や岸辺がきれいであること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	48	6%
一応満足	447	55%
不満	276	34%
非常に不満	27	3%
無回答	15	2%
合計	813	100%



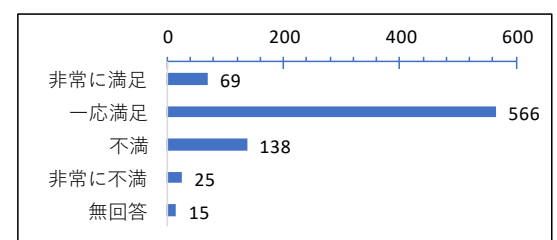
エ. 自然の緑の豊かさ(山や森の木々が豊富で多彩であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	163	20%
一応満足	543	67%
不満	83	10%
非常に不満	11	1%
無回答	13	2%
合計	813	100%



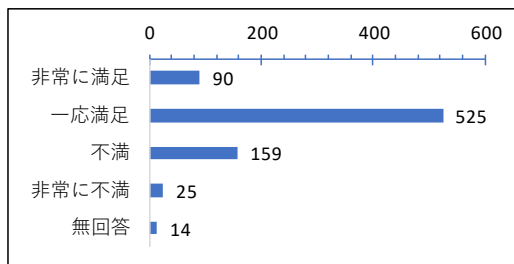
オ. 公園や広場などまちの緑の豊かさ(身近な公園や街路樹の木々が豊富であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	69	8%
一応満足	566	70%
不満	138	17%
非常に不満	25	3%
無回答	15	2%
合計	813	100%



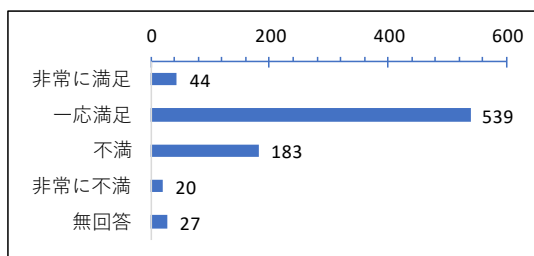
カ. 自然の生物とのふれあい(野鳥のさえずりやホタルなどの昆虫が身近に生息すること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	90	11%
一応満足	525	65%
不満	159	20%
非常に不満	25	3%
無回答	14	2%
合計	813	100%



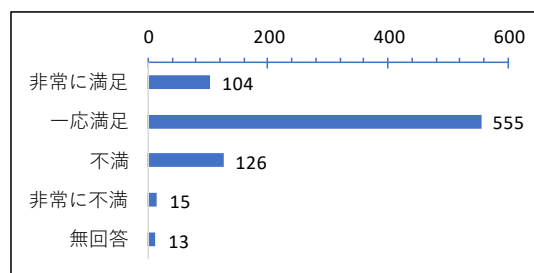
キ. 文化財への接しやすさ(史跡・建造物などの歴史的遺産が保存整備され活用できること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	44	5%
一応満足	539	66%
不満	183	23%
非常に不満	20	2%
無回答	27	3%
合計	813	100%



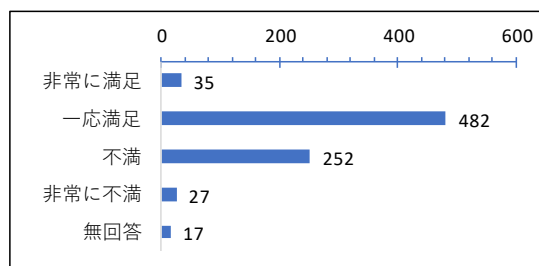
ク. 自然の景色の美しさ(山並みや水辺などの景観の美しさ)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	104	13%
一応満足	555	68%
不満	126	15%
非常に不満	15	2%
無回答	13	2%
合計	813	100%



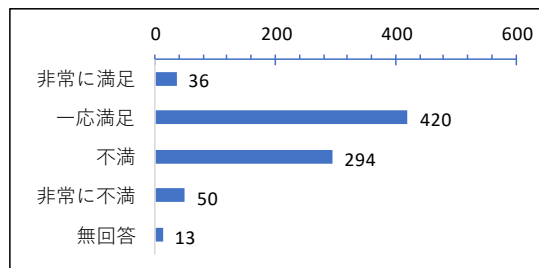
ケ. 街並みの景色の美しさ(建物や他の構造物が全体に調和し看板や広告が氾濫していないこと)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	35	4%
一応満足	482	59%
不満	252	31%
非常に不満	27	3%
無回答	17	2%
合計	813	100%



コ. まちの清潔さ(ごみが落ちていない、側溝などが汚くない)

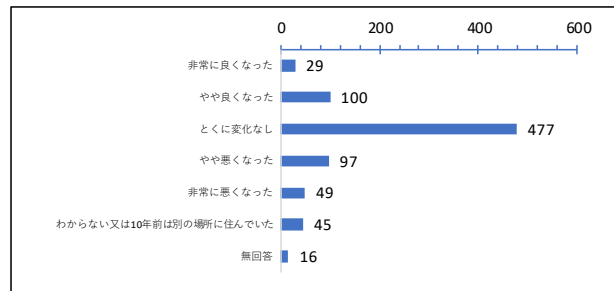
	人数(人)	割合(%)
非常に満足	36	4%
一応満足	420	52%
不満	294	36%
非常に不満	50	6%
無回答	13	2%
合計	813	100%



問13 私たちが日常くらししているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、また伊賀市の自然とのふれあいのための施設などについて、10年ぐらい前(一昔前)と比較して、良くなっていると思いますか。

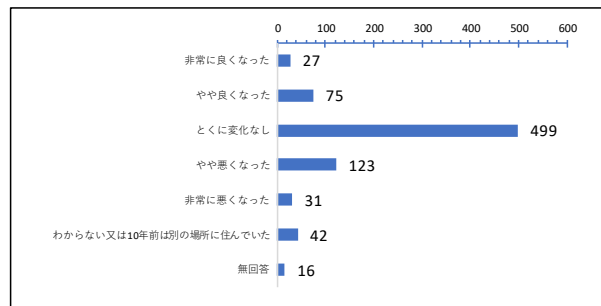
ア. 空気やにおいのさわやかさ(空気の汚れや悪臭がなくてさわやかな空気であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	29	4%
やや良くなった	100	12%
とくに変化なし	477	59%
やや悪くなった	97	12%
非常に悪くなった	49	6%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	45	6%
無回答	16	2%
合計	813	100%



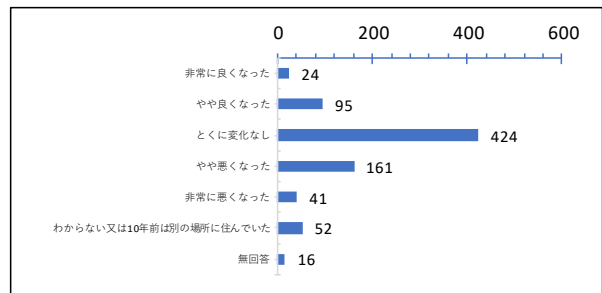
イ. 音の静かさ(車や工場の騒音や振動が気にならないこと)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	27	3%
やや良くなった	75	9%
とくに変化なし	499	61%
やや悪くなった	123	15%
非常に悪くなった	31	4%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	42	5%
無回答	16	2%
合計	813	100%



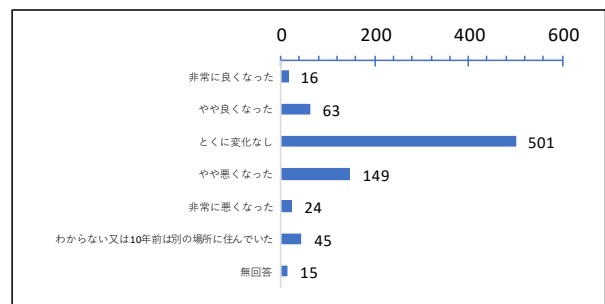
ウ. 川やため池の水のきれいさ(身近な川やため池の水や岸辺がきれいであること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	24	3%
やや良くなった	95	12%
とくに変化なし	424	52%
やや悪くなった	161	20%
非常に悪くなった	41	5%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	52	6%
無回答	16	2%
合計	813	100%



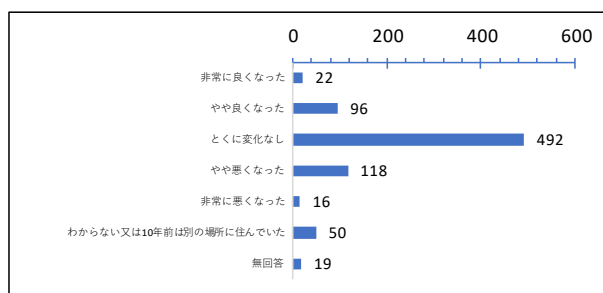
エ. 自然の緑の豊かさ(山や森の木々が豊富で多彩であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	16	2%
やや良くなった	63	8%
とくに変化なし	501	62%
やや悪くなった	149	18%
非常に悪くなった	24	3%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	45	6%
無回答	15	2%
合計	813	100%



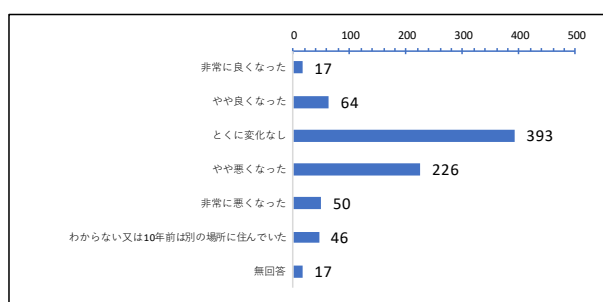
オ. 公園や広場などまちの緑の豊かさ(身近な公園や街路樹の木々が豊富であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	22	3%
やや良くなった	96	12%
とくに変化なし	492	61%
やや悪くなった	118	15%
非常に悪くなった	16	2%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	50	6%
無回答	19	2%
合計	813	100%



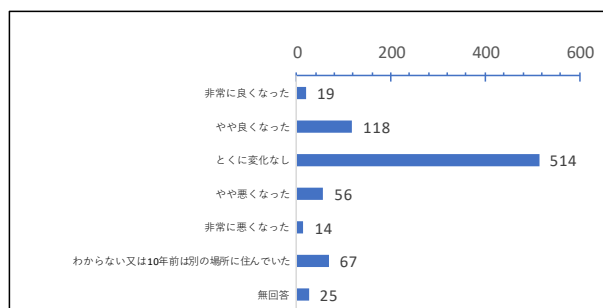
カ. 自然の生物とのふれあい(野鳥のさえずりやホタルなどの昆虫が身近に生息すること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	17	2%
やや良くなった	64	8%
とくに変化なし	393	48%
やや悪くなった	226	28%
非常に悪くなった	50	6%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	46	6%
無回答	17	2%
合計	813	100%



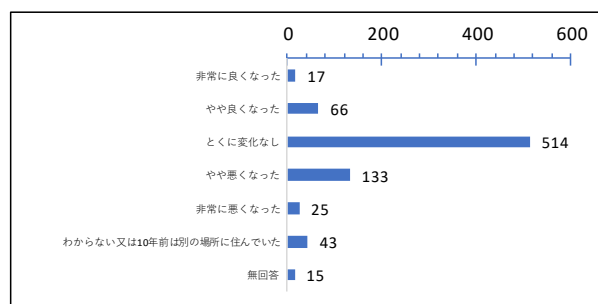
キ. 文化財への接しやすさ(史跡・建造物などの歴史的遺産が保存整備され活用できること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	19	2%
やや良くなった	118	15%
とくに変化なし	514	63%
やや悪くなった	56	7%
非常に悪くなった	14	2%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	67	8%
無回答	25	3%
合計	813	100%



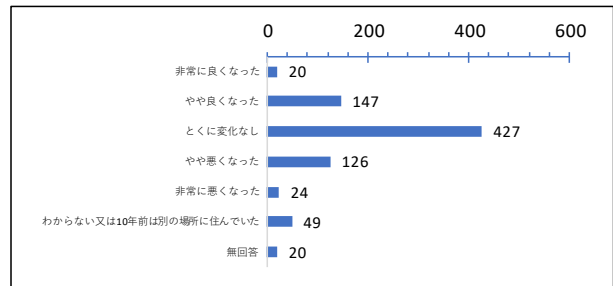
ク. 自然の景色の美しさ(山並みや水辺などの景観の美しさ)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	17	2%
やや良くなった	66	8%
とくに変化なし	514	63%
やや悪くなった	133	16%
非常に悪くなった	25	3%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	43	5%
無回答	15	2%
合計	813	100%



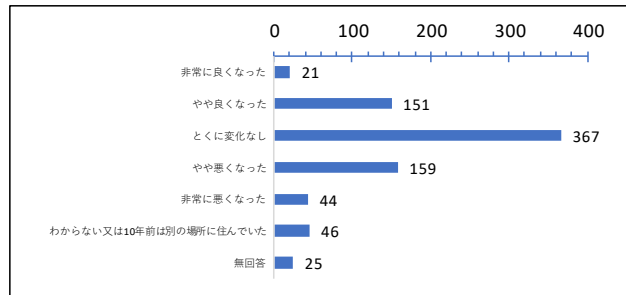
ケ. 街並みの景色の美しさ(建物や他の構造物が全体に調和し看板や広告が氾濫していないこと)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	20	2%
やや良くなった	147	18%
とくに変化なし	427	53%
やや悪くなった	126	15%
非常に悪くなった	24	3%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	49	6%
無回答	20	2%
合計	813	100%



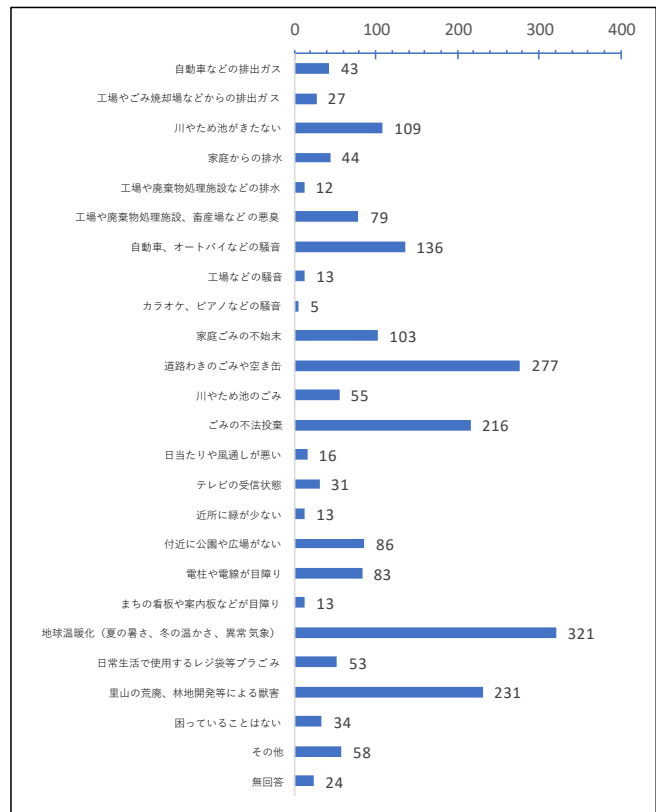
コ. まちの清潔さ(ごみが落ちていない、側溝などが汚くない)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	21	3%
やや良くなった	151	19%
とくに変化なし	367	45%
やや悪くなった	159	20%
非常に悪くなった	44	5%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	46	6%
無回答	25	3%
合計	813	100%



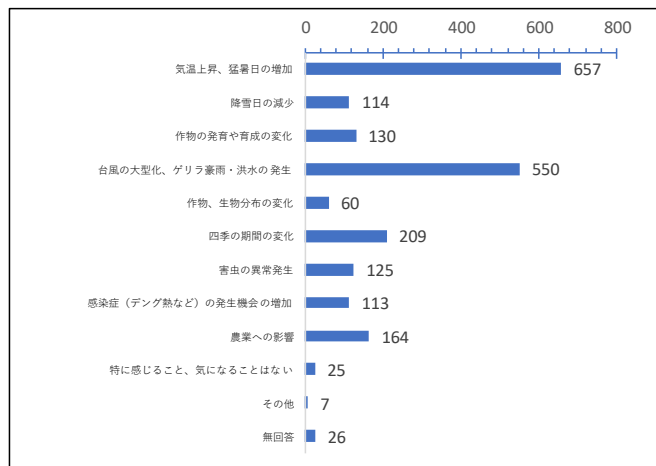
問14 私たちの身近な暮らしの中で環境面で困っていること、気になることは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
自動車などの排出ガス	43	2%
工場やごみ焼却場などからの排出ガス	27	1%
川やため池がきたない	109	5%
家庭からの排水	44	2%
工場や廃棄物処理施設などの排水	12	1%
工場や廃棄物処理施設、畜産場などの悪臭	79	4%
自動車、オートバイなどの騒音	136	7%
工場などの騒音	13	1%
カラオケ、ピアノなどの騒音	5	0%
家庭ごみの不始末	103	5%
道路わきのごみや空き缶	277	13%
川やため池のごみ	55	3%
ごみの不法投棄	216	10%
日当たりや風通しが悪い	16	1%
テレビの受信状態	31	1%
近所に緑が少ない	13	1%
付近に公園や広場がない	86	4%
電柱や電線が目障り	83	4%
まちの看板や案内板などが目障り	13	1%
地球温暖化(夏の暑さ、冬の温かさ、異常気象)	321	15%
日常生活で使用するレジ袋等プラスチックごみ	53	3%
里山の荒廃、林地開発等による獣害	231	11%
困っていることはない	34	2%
その他	58	3%
無回答	24	1%
合計	2082	99%



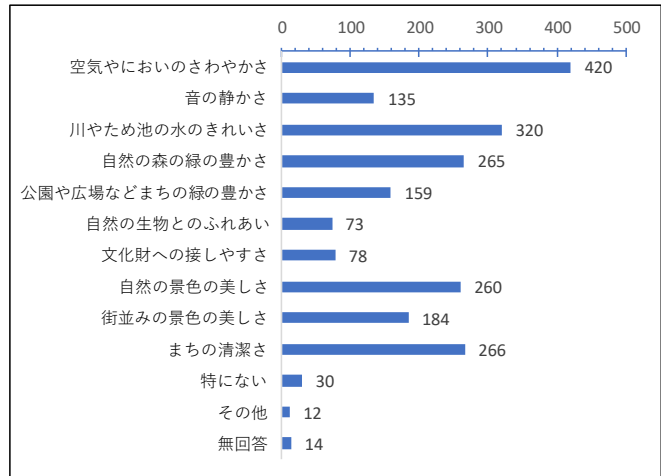
問15 地球温暖化について感じることは何ですか。また、気になることは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
気温上昇、猛暑日の増加	657	30%
降雪日の減少	114	5%
作物の発育や育成の変化	130	6%
台風の大型化、ゲリラ豪雨・洪水の発生	550	25%
作物、生物分布の変化	60	3%
四季の期間の変化	209	10%
害虫の異常発生	125	6%
感染症(デング熱など)の発生機会の増加	113	5%
農業への影響	164	8%
特に感じる事、気になることはない	25	1%
その他	7	0%
無回答	26	1%
合計	2180	100%



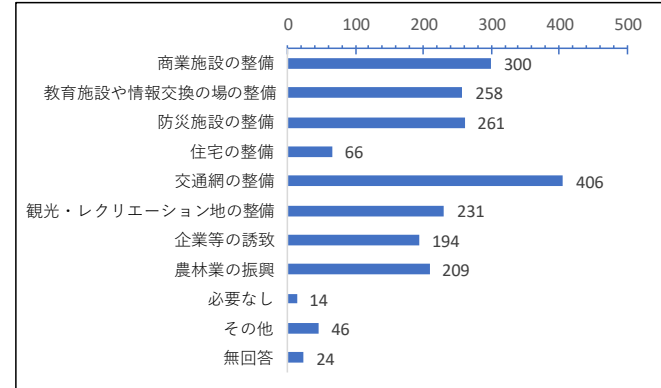
問16 私たちが日常くらししているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、また、伊賀市の自然とのふれあいのための施設などについて、最も大切なものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
空気やにおいのさわやかさ	420	19%
音の静かさ	135	6%
川やため池の水のきれいさ	320	14%
自然の森の緑の豊かさ	265	12%
公園や広場などまちの緑の豊かさ	159	7%
自然の生物とのふれあい	73	3%
文化財への接しやすさ	78	4%
自然の景色の美しさ	260	12%
街並みの景色の美しさ	184	8%
まちの清潔さ	266	12%
特になし	30	1%
その他	12	1%
無回答	14	1%
合計	2216	100%



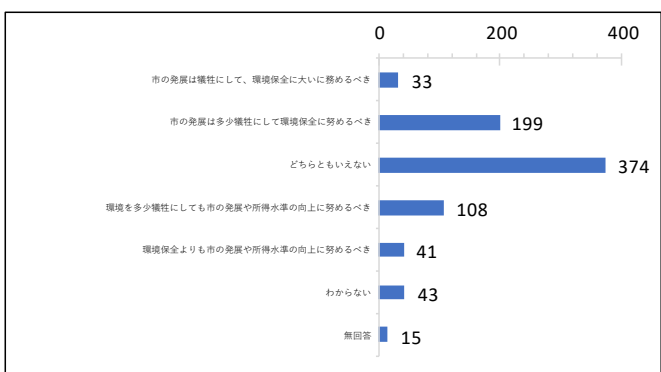
問17 地域の発展、活性化のため、伊賀市として最優先で取り組むべきものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
商業施設の整備	300	15%
教育施設や情報交換の場の整備	258	13%
防災施設の整備	261	13%
住宅の整備	66	3%
交通網の整備	406	20%
観光・レクリエーション地の整備	231	12%
企業等の誘致	194	10%
農林業の振興	209	11%
必要なし	14	1%
その他	46	2%
無回答	24	1%
合計	1985	100%



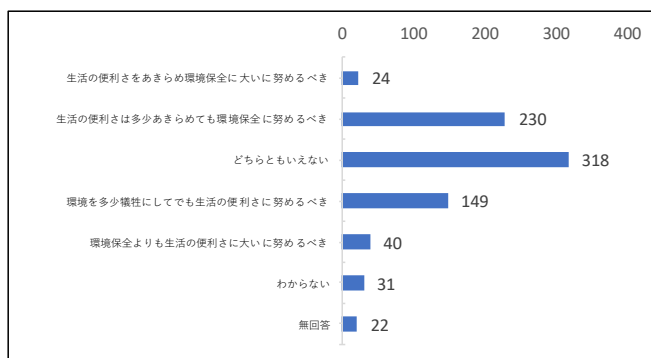
問18 環境を守ることと、伊賀市の発展のための開発や施設整備を進めることと、どちらを優先すべきですか。

	人数(人)	割合(%)
市の発展は犠牲にして、環境保全に大いに努めるべき	33	4%
市の発展は多少犠牲にして環境保全に努めるべき	199	24%
どちらともいえない	374	46%
環境を多少犠牲にしても市の発展や所得水準の向上に努めるべき	108	13%
環境保全よりも市の発展や所得水準の向上に努めるべき	41	5%
わからない	43	5%
無回答	15	2%
合計	813	100%



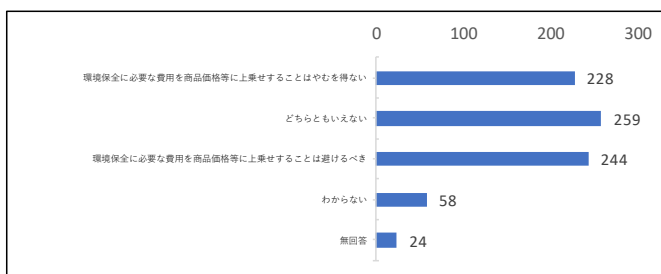
問19 環境を守ることと私たちのくらしの便利さを求めることとどちらを優先すべきですか。

	人数(人)	割合(%)
生活の便利さをあきらめ環境保 に大いに努めるべき	24	3%
生活の便利さは多少あきらめても 環境保に努めるべき	230	28%
どちらともいえない	318	39%
環境を多少犠牲にしても生活の 便利さに努めるべき	149	18%
環境保よりも生活の便利さに大 いに努めるべき	40	5%
わからない	31	4%
無回答	22	3%
合計	814	100%



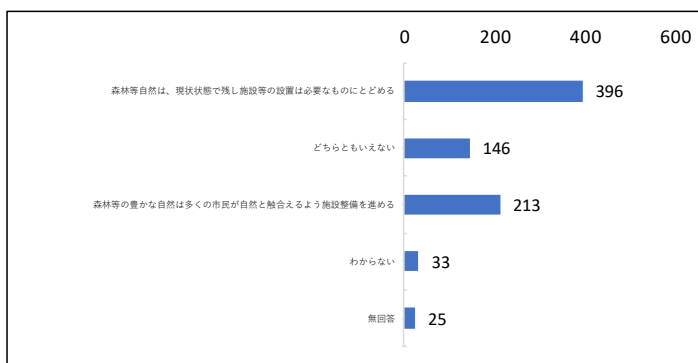
問20 環境保のため、市中で販売されている商品やサービスの価格について、費用が上乗せされることに賛成ですか。

	人数(人)	割合(%)
環境保に必要な費用を商品価格 等の上乗せすることはやむを得ない	228	28%
どちらともいえない	259	32%
環境保に必要な費用を商品価格 等の上乗せすることは避けるべき	244	30%
わからない	58	7%
無回答	24	3%
合計	813	100%



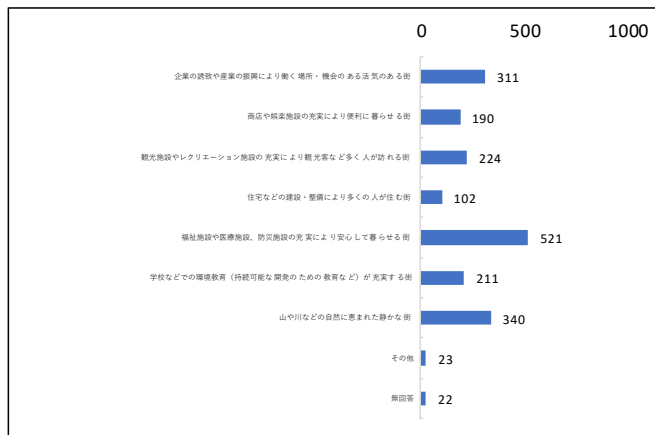
問21 自然との触れ合いのための施設の整備は必要だと思いますか。

	人数(人)	割合(%)
森林等自然は、現状状態で残し施 設等の設置は必要なものにとどめ る	396	49%
どちらともいえない	146	18%
森林等の豊かな自然は多くの市民 が自然と触合えるよう施設整備を進 める	213	26%
わからない	33	4%
無回答	25	3%
合計	813	100%



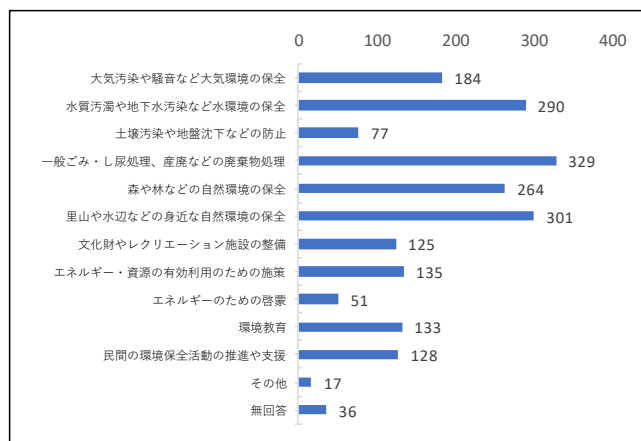
問22 伊賀市全体のイメージとして、どのようなイメージがふさわしいと思いますか。

	人数(人)	割合(%)
企業の誘致や産業の振興により働く場所・機会のある活気のある街	311	16%
商店や娯楽施設の充実により便利に暮らせる街	190	10%
観光施設やレクリエーション施設の充実により観光客など多く人が訪れる街	224	12%
住宅などの建設・整備により多くの人が住む街	102	5%
福祉施設や医療施設、防災施設の充実により安心して暮らせる街	521	27%
学校などでの環境教育(持続可能な開発のための教育など)が充実する街	211	11%
山や川などの自然に恵まれた静かな街	340	17%
その他	23	1%
無回答	22	1%
合計	1944	100%



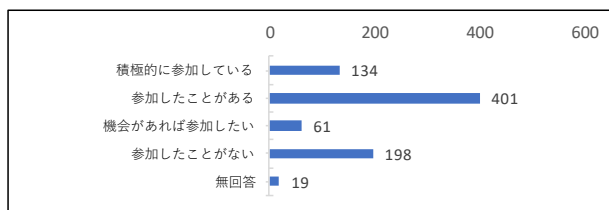
問23 環境保全のため、伊賀市として取り組むべきものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
大気汚染や騒音など大気環境の保全	184	9%
水質汚濁や地下水汚染など水環境の保全	290	14%
土壌汚染や地盤沈下などの防止	77	4%
一般ごみ・し尿処理、産廃などの廃棄物処理	329	16%
森や林などの自然環境の保全	264	13%
里山や水辺などの身近な自然環境の保全	301	15%
文化財やレクリエーション施設の整備	125	6%
エネルギー・資源の有効利用のための施策	135	7%
エネルギーのための啓蒙	51	2%
環境教育	133	6%
民間の環境保全活動の推進や支援	128	6%
その他	17	1%
無回答	36	2%
合計	2070	100%



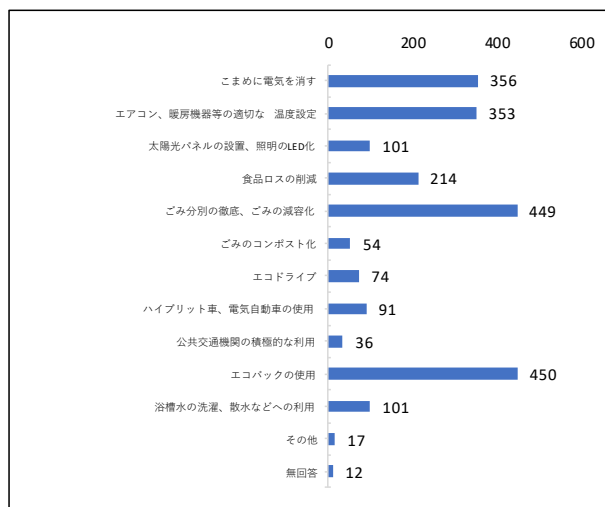
問24 地域の清掃活動や廃品回収、また、緑の植樹など環境保全に関する活動に参加したことはありますか。

	人数(人)	割合(%)
積極的に参加している	134	16%
参加したことがある	401	49%
機会があれば参加したい	61	8%
参加したことがない	198	24%
無回答	19	2%
合計	813	100%



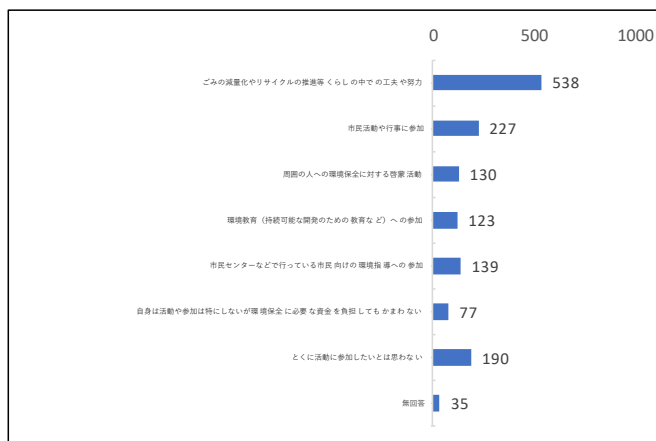
問25 現在、あなたが取り組まれている環境に配慮した活動は何ですか。

	人数(人)	割合(%)
こまめに電気を消す	356	15%
エアコン、暖房機器等の適切な温度設定	353	15%
太陽光パネルの設置、照明のLED化	101	4%
食品ロスの削減	214	9%
ごみ分別の徹底、ごみの減容化	449	19%
ごみのコンポスト化	54	2%
エコドライブ	74	3%
ハイブリット車、電気自動車の使用	91	4%
公共交通機関の積極的な利用	36	2%
エコバックの使用	450	19%
浴槽水の洗濯、散水などへの利用	101	4%
その他	17	1%
無回答	12	1%
合計	2308	100%



問26 今後行いたい(参加したい)環境保全活動について。

	人数(人)	割合(%)
ごみの減量化やリサイクルの推進等くらしの中の工夫や努力	538	37%
市民活動や行事に参加	227	16%
周囲の人への環境保全に対する啓蒙活動	130	9%
環境教育(持続可能な開発のための教育など)への参加	123	8%
市民センターなどで行っている市民向けの環境指導への参加	139	10%
自身は活動や参加は特にしないが環境保全に必要な資金を負担してもかまわない	77	5%
とくに活動に参加したいとは思わない	190	13%
無回答	35	2%
合計	1459	100%

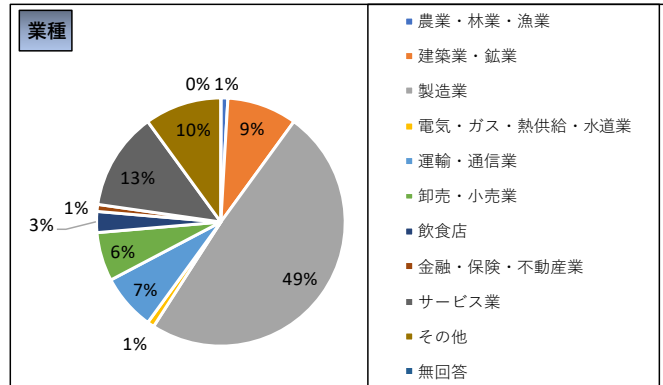


(2) 事業所（配布数：200 事業所、回収数：事業所 110 事業所）

問1 貴事業所の業種は？

製造業が多く約49%を占めていました。

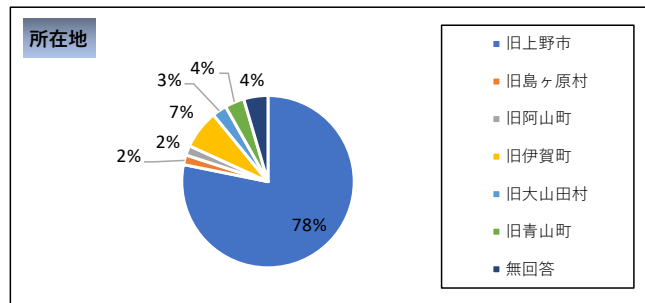
	人数(人)	割合(%)
農業・林業・漁業	1	1%
建築業・鉱業	10	9%
製造業	54	49%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1%
運輸・通信業	8	7%
卸売・小売業	7	6%
飲食店	3	3%
金融・保険・不動産業	1	1%
サービス業	14	13%
その他	11	10%
無回答	0	0%
合計	110	100%



問2 貴事業所の所在地は？

旧上野市が多く78%を占めていました。

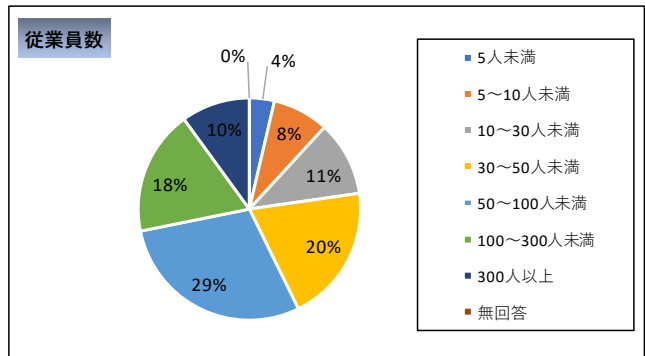
	人数(人)	割合(%)
旧上野市	86	78%
旧島ヶ原村	2	2%
旧阿山町	2	2%
旧伊賀町	8	7%
旧大山田村	3	3%
旧青山町	4	4%
無回答	5	5%
合計	110	100%



問3 貴事業所の従業員数は？

50～100人未満の事業所が多く占めていました。

	人数(人)	割合(%)
5人未満	4	4%
5～10人未満	9	8%
10～30人未満	12	11%
30～50人未満	22	20%
50～100人未満	32	29%
100～300人未満	20	18%
300人以上	11	10%
無回答	0	0%
合計	110	100%

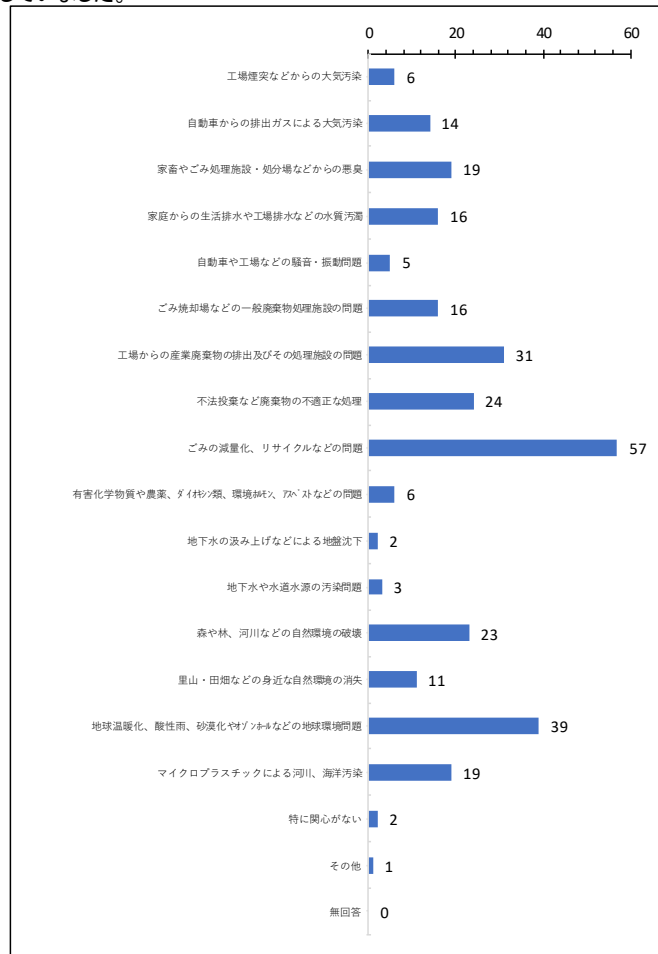


I 環境に対する関心度

問4 あなたの現在、関心のある環境問題は？

ごみの減量化、リサイクルなどの問題に多くの事業所が関心を示していました。

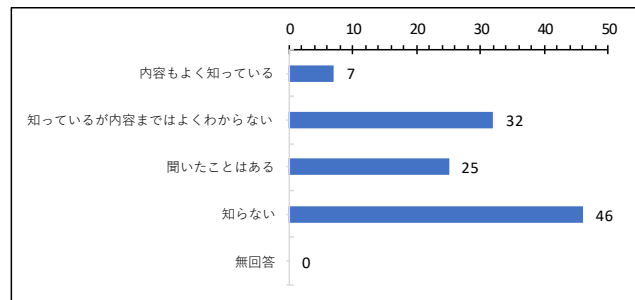
	人数(人)	割合(%)
工場煙突などからの大気汚染	6	2%
自動車からの排出ガスによる大気汚染	14	5%
家畜やごみ処理施設・処分場などからの悪臭	19	6%
家庭からの生活排水や工場排水などの水質汚濁	16	5%
自動車や工場などの騒音・振動問題	5	2%
ごみ焼却場などの一般廃棄物処理施設の問題	16	5%
工場からの産業廃棄物の排出及びその処理施設の問題	31	11%
不法投棄など廃棄物の不適正な処理	24	8%
ごみの減量化、リサイクルなどの問題	57	19%
有害化学物質や農薬、ダイオキシン類、環境ホルモン、アスベストなどの問題	6	2%
地下水の汲み上げなどによる地盤沈下	2	1%
地下水や水道水源の汚染問題	3	1%
森や林、河川などの自然環境の破壊	23	8%
里山・田畑などの身近な自然環境の消失	11	4%
地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題	39	13%
マイクロプラスチックによる河川、海洋汚染	19	6%
特に関心がない	2	1%
その他	1	0%
無回答	0	0%
合計	294	100%



問5 伊賀市環境基本条例に基づき策定された「伊賀市環境基本計画」(2007年度～2015年度)を知っていますか。

知らないと回答された事業所が多くありました。

	人数(人)	割合(%)
内容もよく知っている	7	6%
知っているが内容まではよくわからない	32	29%
聞いたことはある	25	23%
知らない	46	42%
無回答	0	0%
合計	110	100%

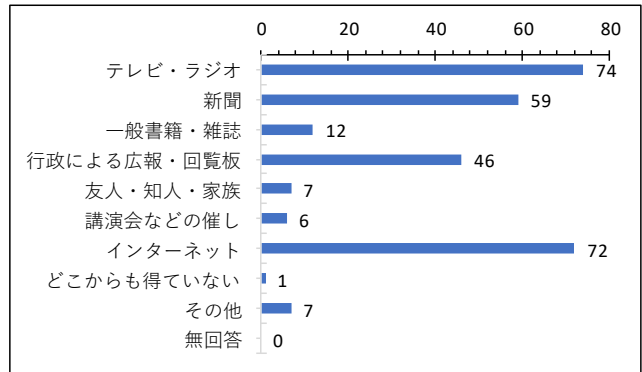


II 環境の情報について

問6 環境に関する情報はどこで入手しますか。

テレビ・ラジオ、インターネットが高い傾向にありました。

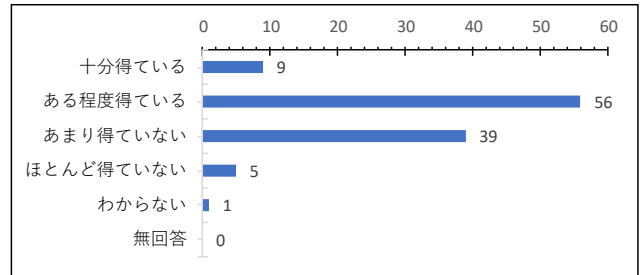
	人数(人)	割合(%)
テレビ・ラジオ	74	26%
新聞	59	21%
一般書籍・雑誌	12	4%
行政による広報・回覧板	46	16%
友人・知人・家族	7	2%
講演会などの催し	6	2%
インターネット	72	25%
どこからも得ていない	1	0%
その他	7	2%
無回答	0	0%
合計	284	100%



問7 環境に関する情報入手は十分ですか。

ある程度得ていることが伺えます。

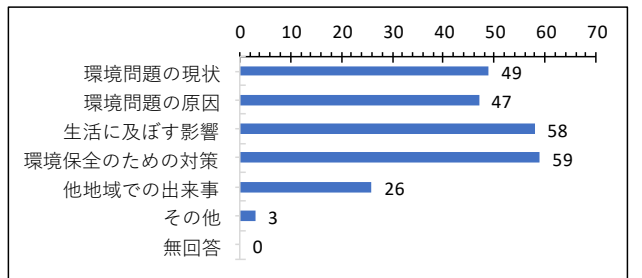
	人数(人)	割合(%)
十分得ている	9	8%
ある程度得ている	56	51%
あまり得ていない	39	35%
ほとんど得ていない	5	5%
わからない	1	1%
無回答	0	0%
合計	110	100%



問8 環境に関して、不足している(知りたい)情報は何か。

様々な環境問題について情報が不足していることが伺えます。

	人数(人)	割合(%)
環境問題の現状	49	20%
環境問題の原因	47	19%
生活に及ぼす影響	58	24%
環境保全のための対策	59	24%
他地域での出来事	26	11%
その他	3	1%
無回答	0	0%
合計	242	100%

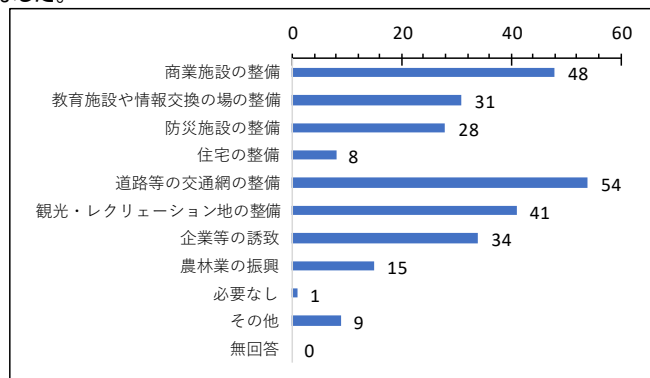


Ⅲ 望ましい環境像

問9 地域の発展、活性化のため、伊賀市として最優先で取り組むべきものは何ですか。

道路等の交通網の整備は前回アンケートでも高い結果となっていました。

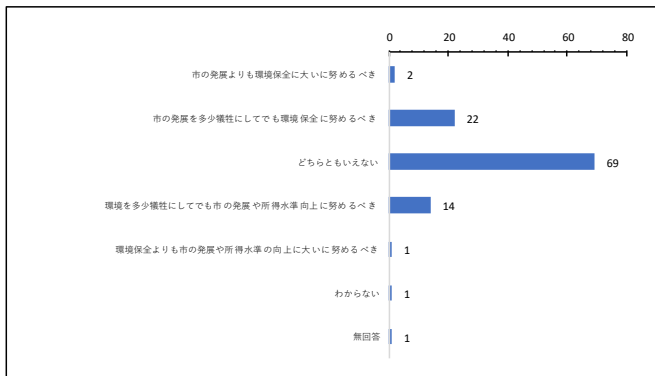
	人数(人)	割合(%)
商業施設の整備	48	18%
教育施設や情報交換の場の整備	31	12%
防災施設の整備	28	10%
住宅の整備	8	3%
道路等の交通網の整備	54	20%
観光・レクリエーション地の整備	41	15%
企業等の誘致	34	13%
農林業の振興	15	6%
必要なし	1	0%
その他	9	3%
無回答	0	0%
合計	269	100%



問10 環境を守ることと伊賀市の発展のための開発や施設整備を進めることとどちらを優先すべきですか。

どちらともいえないが多くを占めました。

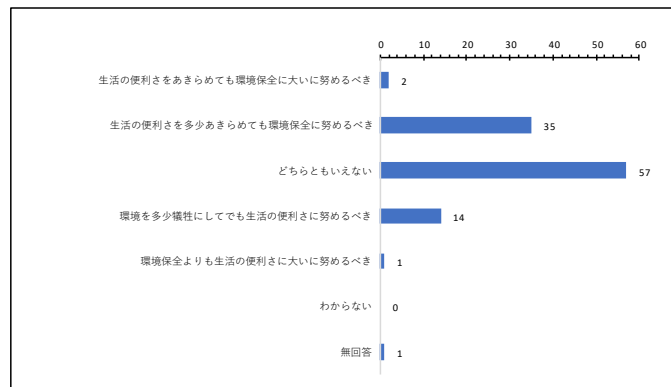
	人数(人)	割合(%)
市の発展よりも環境保全に大いに努めるべき	2	2%
市の発展を多少犠牲にしても環境保全に努めるべき	22	20%
どちらともいえない	69	63%
環境を多少犠牲にしても市の発展や所得水準向上に努めるべき	14	13%
環境保全よりも市の発展や所得水準の向上に大いに努めるべき	1	1%
わからない	1	1%
無回答	1	1%
合計	110	100%



問11 環境を守ることと私たちのくらしの便利さを求めることとどちらを優先すべきですか。

どちらともいえないが多くを占めました。

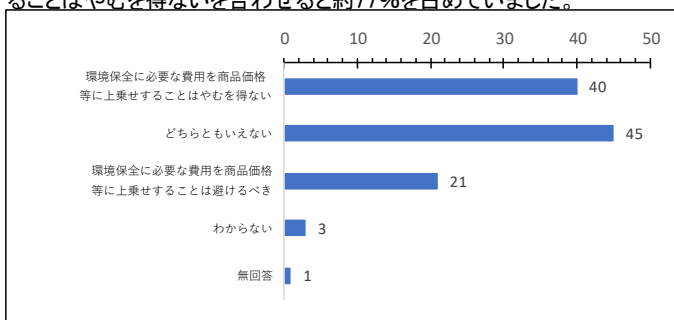
	人数(人)	割合(%)
生活の便利さをあきらめても環境保全に大いに努めるべき	2	2%
生活の便利さを多少あきらめても環境保全に努めるべき	35	32%
どちらともいえない	57	52%
環境を多少犠牲にしても生活の便利さに努めるべき	14	13%
環境保全よりも生活の便利さに大いに努めるべき	1	1%
わからない	0	0%
無回答	1	1%
合計	110	100%



問12 環境を守るために、私たちに費用の一部を負担することなどについて賛成ですか。

どちらともいえない、環境保全に必要な費用を価格等に乗せすることはやむを得ないを合わせると約77%を占めていました。

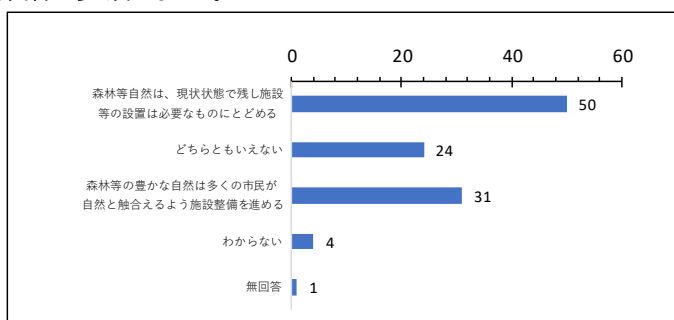
	人数(人)	割合(%)
環境保全に必要な費用を商品価格等に乗せすることはやむを得ない	40	36%
どちらともいえない	45	41%
環境保全に必要な費用を商品価格等に乗せすることは避けるべき	21	19%
わからない	3	3%
無回答	1	1%
合計	110	100%



問13 自然との触れ合いのための施設の整備は必要だと思いますか。

自然の現状を維持すると共に、施設設置は必要なものとどめる回答が多く占めました。

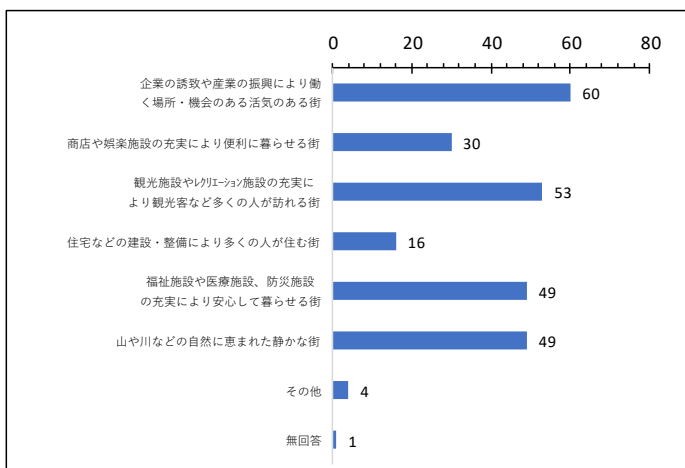
	人数(人)	割合(%)
森林等自然は、現状状態で残し施設等の設置は必要なものとどめる	50	45%
どちらともいえない	24	22%
森林等の豊かな自然は多くの市民が自然と触合えるよう施設整備を進める	31	28%
わからない	4	4%
無回答	1	1%
合計	110	100%



問14 伊賀市全体のイメージとして、どのような市のイメージがふさわしいと思いますか。

回答がわかる結果となりました。

	人数(人)	割合(%)
企業の誘致や産業の振興により働く場所・機会のある活気のある街	60	23%
商店や娯楽施設の充実により便利に暮らせる街	30	11%
観光施設やレクリエーション施設の充実により観光客など多くの人が訪れる街	53	20%
住宅などの建設・整備により多くの人が住む街	16	6%
福祉施設や医療施設、防災施設の充実により安心して暮らせる街	49	19%
山や川などの自然に恵まれた静かな街	49	19%
その他	4	2%
無回答	1	0%
合計	262	100%

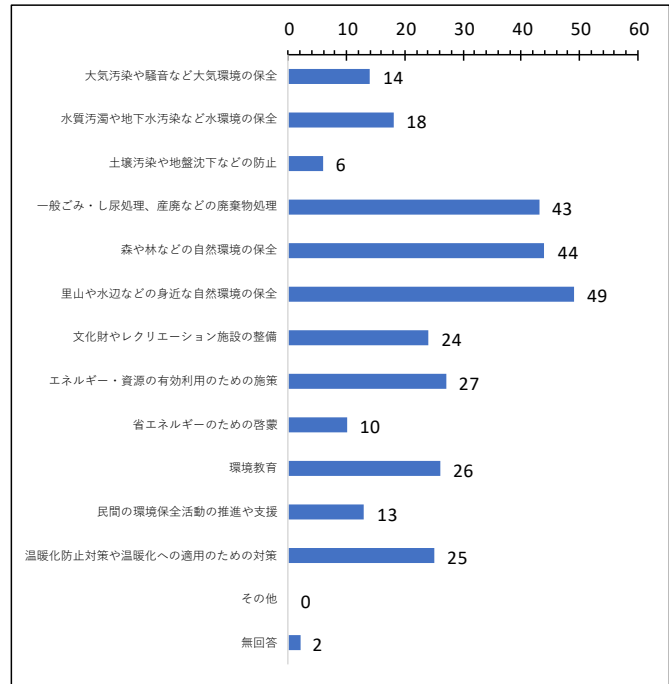


IV 環境保全に対する取り組み

問15 環境保全のため、伊賀市として取り組むべきものは何ですか。

自然環境の保全、廃棄物処理などが多く占めました。

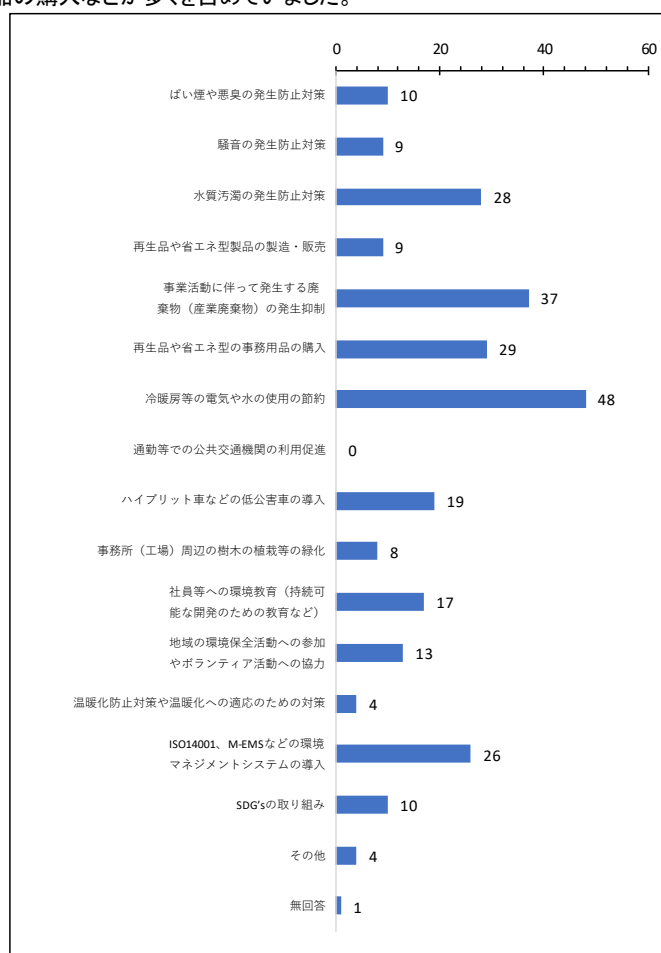
	人数(人)	割合(%)
大気汚染や騒音など大気環境の保全	14	5%
水質汚濁や地下水汚染など水環境の保全	18	6%
土壌汚染や地盤沈下などの防止	6	2%
一般ごみ・し尿処理、産廃などの廃棄物処理	43	14%
森や林などの自然環境の保全	44	15%
里山や水辺などの身近な自然環境の保全	49	16%
文化財やレクリエーション施設の整備	24	8%
エネルギー・資源の有効利用のための施策	27	9%
省エネルギーのための啓蒙	10	3%
環境教育	26	9%
民間の環境保全活動の推進や支援	13	4%
温暖化防止対策や温暖化への適用のための対策	25	8%
その他	0	0%
無回答	2	1%
合計	301	100%



問16 貴事業所では環境保全のためにどのような取り組みを行っていますか。

電器・水の節約、廃棄物の発生抑制、再生品や省エネ型事務用品の購入などが多くを占めていました。

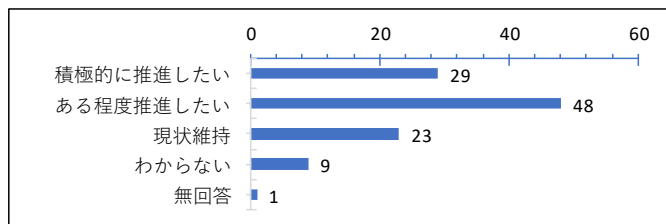
	人数(人)	割合(%)
ばい煙や悪臭の発生防止対策	10	4%
騒音の発生防止対策	9	3%
水質汚濁の発生防止対策	28	10%
再生品や省エネ型製品の製造・販売	9	3%
事業活動に伴って発生する廃棄物(産業廃棄物)の発生抑制	37	14%
再生品や省エネ型の事務用品の購入	29	11%
冷暖房等の電気や水の使用の節約	48	18%
通勤等での公共交通機関の利用促進	0	0%
ハイブリット車などの低公害車の導入	19	7%
事務所(工場)周辺の樹木の植栽等の緑化	8	3%
社員等への環境教育(持続可能な開発のための教育など)	17	6%
地域の環境保全活動への参加やボランティア活動への協力	13	5%
温暖化防止対策や温暖化への適応のための対策	4	1%
ISO14001、M-EMSなどの環境マネジメントシステムの導入	26	10%
SDG'sの取り組み	10	4%
その他	4	1%
無回答	1	0%
合計	272	100%



問17 貴事業所では今後、環境保全活動を推進したいとお考えですか。

ある程度推進したいが多くを占めていました。

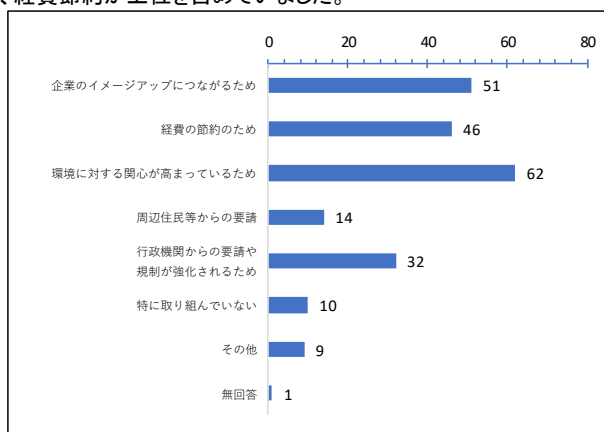
	人数(人)	割合(%)
積極的に推進したい	29	26%
ある程度推進したい	48	44%
現状維持	23	21%
わからない	9	8%
無回答	1	1%
合計	110	100%



問18 貴事業所が環境保全活動に取り組む理由についてお伺いします。

環境に関する関心が高まっている、企業のイメージアップにつながる、経費節約が上位を占めていました。

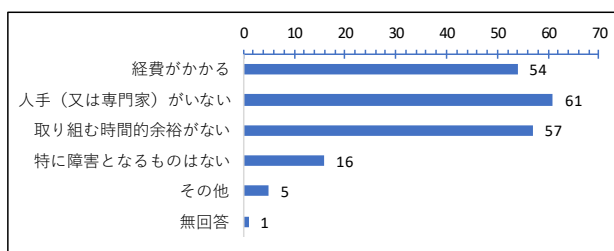
	人数(人)	割合(%)
企業のイメージアップにつながるため	51	23%
経費の節約のため	46	20%
環境に対する関心が高まっているため	62	28%
周辺住民等からの要請	14	6%
行政機関からの要請や規制が強化されるため	32	14%
特に取り組んでいない	10	4%
その他	9	4%
無回答	1	0%
合計	225	100%



問19 貴事業所が環境保全活動に取り組むのに障害となっているものについてお伺いします。

人手不足、時間不足、経費がかかるが上位を占めていました。

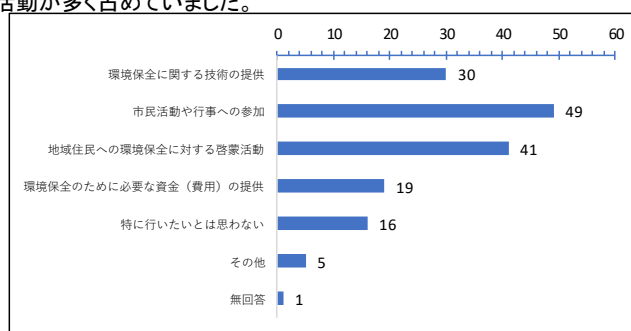
	人数(人)	割合(%)
経費がかかる	54	28%
人手(又は専門家)がいない	61	31%
取り組む時間的余裕がない	57	29%
特に障害となるものはない	16	8%
その他	5	3%
無回答	1	1%
合計	194	100%



問20 貴事業所が今後行いたい(参加したい)環境保全活動について。

市民活動や行事への参加、地域住民への環境保全に対する啓蒙活動が多く占めていました。

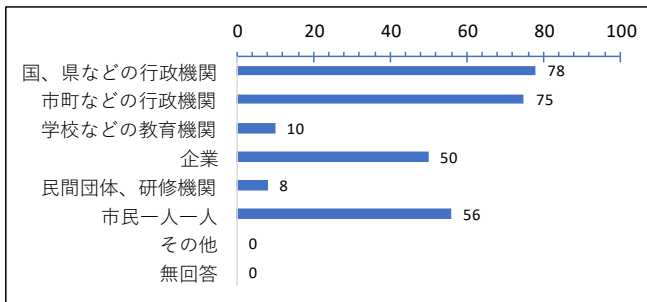
	人数(人)	割合(%)
環境保全に関する技術の提供	30	19%
市民活動や行事への参加	49	30%
地域住民への環境保全に対する啓蒙活動	41	25%
環境保全のために必要な資金(費用)の提供	19	12%
特に行いたいとは思わない	16	10%
その他	5	3%
無回答	1	1%
合計	161	100%



問21 環境保全のために最優先で取り組むべき機関は。

行政機関に対し期待される結果となりました。

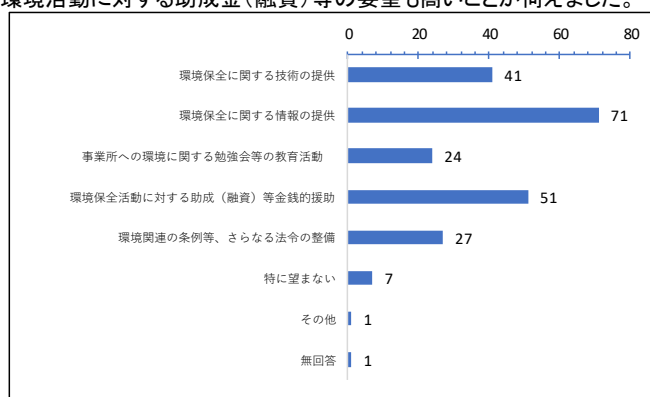
	人数(人)	割合(%)
国、県などの行政機関	78	28%
市町などの行政機関	75	27%
学校などの教育機関	10	4%
企業	50	18%
民間団体、研修機関	8	3%
市民一人一人	56	20%
その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	277	100%



問22 貴事業所は環境保全に取り組むために、行政(伊賀市)に対してどのような支援を望みますか。

環境保全に関する情報提供の回答が多くを占めていました。また、環境活動に対する助成金(融資)等の要望も高いことが伺えました。

	人数(人)	割合(%)
環境保全に関する技術の提供	41	18%
環境保全に関する情報の提供	71	32%
事業所への環境に関する勉強会等の教育活動	24	11%
環境保全活動に対する助成(融資)等金銭的援助	51	23%
環境関連の条例等、さらなる法令の整備	27	12%
特に望まない	7	3%
その他	1	0%
無回答	1	0%
合計	223	100%



環境用語

あ行

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が1996年に出した環境マネジメントシステム規格で、現在の2015年版は、初版から3回の改訂が図られています。

この規格は、PDCAサイクルを回すことによって継続的に環境改善を図ることをめざします。規格では経営者の決意表明（キックオフ）に始まり、組織の状況の理解をし、環境方針や目標を定めます。それを達成するために計画を立て運用します。また、定期的に内部監査を行い、その結果を経営層に報告し、経営層がアウトプットし継続的な改善を図ります。

アスベスト（石綿）

天然の鉱物で、繊維1本の細さは、だいたい髪の毛の5000分の1程度の細さです。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、日本では「奇跡の鉱物」などと珍重され、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等様々な用途に広く使用されてきました。しかし、空中に飛散した石綿繊維を肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、「静かな時限爆弾」などと世間から恐れられています。

RDF（ごみ固形燃料）

廃棄物を燃料とした固形燃料をRDFと呼びます。廃棄物から可燃性のごみを取り出して破碎し、乾燥、固形化したものです。

硫黄酸化物(SOx)

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO₃）が若干含まれます。環境基準は、二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

一酸化炭素（CO）

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車です。一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ、貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりします。

一般廃棄物

工場等から排出される産業廃棄物以外の廃棄物のこと。主に家庭から排出されるし尿、ごみ、粗大ごみなどの廃棄物のことを指します。

雨水浸透施設

多くの雨水は地下に浸透せずに雨水ますを通して側溝へそのまま放流されています。そこで屋根に降った雨水をろ過して効率よく大地に浸透させる施設を雨水浸透施設といいます。この施設は、地下水の涵養と浸水被害の防止を目的とするものです。

エコドライブ

自動車を運転するときに急発進や急加速をすると燃料の無駄使いになるだけでなく、排気ガスによる大気汚染にもつながります。また、タイヤには適正な空気圧で走行することにより燃料を節約することができます。このように環境に優しい運転方法をエコドライブといいます。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

NPO

Non Profit Organization（非営利団体、民間非営利団体）の略。市民運動やボランティア活動などをする人々が結成する組織。

NGO

Non Governmental Organization（非政府系組織）の略。政府と違い市民の立場から、主に国際的な活動を

行う非営利の民間団体のこと。

オゾン層の破壊

オゾンは、成層圏にある酸素に強力な紫外線があたることによって生成する物質ですが、この成層圏にあるオゾン層は、生物にとって有害な太陽からの紫外線の大部分を吸収してくれる という大切な働きを持っています。ところが、地上で放出されたフロンは、オゾン層まで上昇し、紫外線によって分解されて塩素原子を放出します。オゾンはこの塩素原子と反応することによって破壊されてしまいます。連鎖反応により、一つの塩素原子は何十個ものオゾンを破壊してしまいます。このオゾン層の破壊が進むと、地上に降り注ぐ有害な紫外線の量が増加し、植物への被害や皮膚ガンの増加等を引き起こしたりする結果へとつながります。

温室効果ガス

太陽光によって温められた地表面は、赤外線という形で熱を地球の外に放出します。しかし、大気中に存在する二酸化炭素やメタン等のガスには赤外線を吸収する性質があるため、本来は外に放出される熱を大気中に止めてしまい、気温を上昇させる働きがあります。このような性質を持つガスのことを温室効果ガスといい、これには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等があります。

か行

化学的酸素要求量 (COD)

Chemical Oxygen Demand の略。水質汚濁の指標であり、水中の有機物が酸化剤で化学的に酸化されるときに消費される酸素量をいいます。

河岸段丘

河川に沿う階段状の地形。浸食作用により、もとの河床が現在の河床より高い台地になっているもので、土地の隆起や水量の変化などにより生じ、その回数に応じて何段かの段丘を形成します。

花崗岩

深成岩の一種。粗粒で、粒のそろった岩石。主に石英・カリ長石・斜長石・黒雲母からなり、角閃石 (かくせんせき) や白雲母を含むこともあります。色は白や淡灰色、淡紅色が多く、堅牢で磨くと光沢がでます。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水の両方を処理できる合併処理浄化槽のこと。

カーボンニュートラル

二酸化炭素を等の温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット (埋め合わせ) することなどにより達成を目指します。

簡易水道施設

簡易水道施設とは、水道法上、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設をいい、一般の需要に応じて水道により水を供給する事業のうち、給水人口が 100 人を超えるものを水道事業とといいます。この水道事業のうち、給水人口が 5,000 人以下である水道によるものを簡易水道事業といい、それ以外の水道事業を上水道事業とといいます。簡易水道事業は、水道法上では、上水道事業とともに水道事業として概ね同じ取扱いですが、小規模簡易水道事業については、消火栓設置義務が免除されるなどの若干の特例が設けられています。

環境アセスメント (環境影響評価)

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分な調査、予測及び評価するとともに、その結果を公表して 地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものであり、環境汚染を未然に防止するための有効な手段の一つです。

環境カウンセラー制度

環境保全活動に関する専門的な知識や豊富な経験を有する者として環境省の実施する審査に合格した人を「環境カウンセラー」として事業者部門 (事業者の取り組みについてアドバイスする部門)、市民部門 (市民や市民団体の取り組みについてアドバイスする部門) に分けて登録を行っています。環境保全に関する専門的な知識や豊富な経験に基づき、環境保全活動に関する助言などを行います。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。この基準は行政上の政策目標であり、人の健康などを維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準が定められています。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものと定義されます。工場・事業場からの排水、排ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスはもとより、野生生物その他の自然物が損なわれる原因となるものや二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性があるものをいいます。

環境保全機能

大気の浄化、水源涵養、生態系の維持、景観保持、温室効果ガス吸収といった環境保全のためのさまざまな機能

環境ホルモン

環境中において、私たち人間を含めた生物の本来のホルモンの作用をかく乱する物質を一般に環境ホルモンと呼びます。

環境リスク

様々な環境要因が人の健康や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のこと。

京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年2月に発効。2005年8月現在の締約国数は、152カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年4月28日に署名、2002年6月4日に批准しました。

先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

クールチョイス

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みのこと。

兼業農家（第1種、第2種）

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家を第1種兼業農家といい、世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家を第2種兼業農家といいます。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与えます。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、そしてこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路のことをいいます。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している2.5 μ m（1 μ mは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μ m以下の粒子）よりも小さな粒子です。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への

影響が心配されています。

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が応援しています。2人以上の間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成されます。活動内容は、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動など身近な環境活動に自由に取り組んでいます。

古琵琶湖層群

上野盆地に分布する昔の沼地や池、川などに堆積した地層は、湖に堆積した地層とともに一連の地層をつつて、上野盆地の北に位置する近江盆地内にも連続して分布しています。これらの地層は、昔の琵琶湖とその周辺の平野に堆積した地層という意味で「古琵琶湖層群」と呼ばれています。

コリドー

一般的には、野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間を言い、生態系ネットワーク、あるいは単にコリドーなどとも言われています。狭義には、林野庁が国有林において生物多様性保全策の1つとして進めている、今までに指定した様々な保護林と、その間をつなぐ森林をあらたにな保全林とし、「保護林ネットワーク」をつくる事業を指します。野生生物の生息空間を確保するための回廊（コリドー）のネットワークは、国際レベル、全国レベル、地方レベル、地域レベルなど様々な空間レベルで構築されるべきであり、さらにはそれらが全体としてひとつのネットワークを形成することが望ましいとされています。

コンポスト

微生物の働きによって生ごみや落ち葉などからできたたい肥のこと、あるいはその容器。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

里山

薪炭材や落ち葉などのたい肥を確保するために維持されてきた人里近くの低山や丘陵に発達する樹林を里山といいます。里山の代表種としては、アカマツ、コナラ、アベマキなどがあげられます。薪炭林、二次林とも言われます。

砂漠化

地球環境問題のひとつで、雨量の減少など気候的要因と過放牧、過耕作、薪の過剰な採取などの人為的要因により、土地のもつ生物生産力が減退ないし破壊され、砂漠のような状態になること。

産業廃棄物

「廃棄物処理法」に定められた分類で事業活動に伴って生じる廃棄物の中で、量的、質的に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、排出事業者が責任を持って処理するものをいいます。具体的には、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類など20種類あります。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物等が空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもの。通常の雨水は、大気中の炭酸ガスによりpHが5.6程度の弱酸性になっていますが、それよりpHが低い場合を酸性雨といいます。森林や建物に被害を与えたりするといわれています。

シクロロメタン

有機塩素系溶剤の一種で、無色透明の液体。不燃性、難水溶性で金属・機械等の脱脂洗浄剤として広く使用されてきました。人の健康影響としては、急性影響では、吐き気、めまい、麻酔作用などが、また、長期暴露影響では中枢神経障害が指摘されています。

資源循環型社会

大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用、再生利用を第1に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻し排出物の量を最小限とする、このような循環型社会づくりは環境保全型の社会づくりの重要な柱のひとつであり、使えるものは再度使うこと、原料として再生できるものは原料に戻すことが当然のこととして行われる社会へ変えていく必要があります。

自然エネルギー

自然現象としてのエネルギーを取り出して利用されるもので、太陽の光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差などを指します。

市民農園

一般にサラリーマンなどの都市住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園のことをいいます。最近、自然志向を背景に農業体験に対する都市住民の関心が高まっています。このような中、余暇活動として野菜や花などを育て、潤いのある生活や子供の教育面からも、自然や土とのふれあいを求め市民農園を利用する人々が増えています。

循環型農業

家畜排泄物や稲わら、糞がらをはじめ、家庭や事業所から排出される食品廃棄物などの有機性資源について、農家、食品産業関係者、住民などとの密接な連携の下に、堆肥や飼料などに再利用するなど、資源の有効利用を通じて生産と消費をつなぐ、環境にやさしい持続可能な生産形態である農業のこと。

準平原遺物

過去の準平原（地表が長期にわたる侵食作用を受けて起伏が小さくなり、海面の高さ付近まで低下した、ほとんど平らな地形）の一部が山頂ごとに独立した小平坦面となって残っているもの。

水素イオン指数（pH）

水素イオン濃度を表す指数で、pH7が中性で、この値が7よりも小さくなれば酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなります。

生活排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水という。

生態系

動植物、微生物などが生息し、それらを取りまく大気、水、土壌などの無機質な環境から成り立ち、そこでの食物連鎖に伴う様々な物質（炭素・窒素等の栄養物質など）やエネルギー（太陽エネルギーがもとになっている）の流れによって複雑に結ばれた系。

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand の略。水質汚濁の指標であり、水中の有機物が好気性微生物により生物化学的に酸化されるときに消費される酸素量をいいます。

生物指標（Biotic Index）

水のきれいなところと汚れているところとは、その程度に応じてそれぞれ異なった生物がすんでいます。このことを利用して、そこにすむ生物の種類から逆に水質を知ろうとするものです。物理化学的手法による水質分析がその水質を一時的に示すことに対して、生物指標は平均的な水質を知ることができます。

絶滅危惧種 I A 類

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いものをいいます。

絶滅危惧 I B 類

I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いものをいいます。

ゼロエミッション

ある産業から出る全ての廃棄物を他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを旨とすることで新しい資源循環型社会の形成を目指す考え方として国連大学で提唱されました。最近では、循環型社会づくりの重要なコンセプトとなり、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業活動などを表す広い意味として使われます。

た行

テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種で、ドライクリーニングの洗浄剤、金属・機械部品の脱脂・洗浄、一般の溶剤など産業用として幅広く使用されてきました。

第1種兼業農家

世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得より多い農家のこと。

第2種兼業農家

世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得より多い農家のこと。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニルという(Co-PCB)の総称で、動物実験で強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対する発がん性や催奇形性が疑われています。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成され、燃焼排ガスや化学物質の不純物として環境に排出されます。

代償植生

さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生。自然植生の対語として使われます。農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含みます。人為的影響がなくなると徐々にその構成種が変化して自然植生に向けて遷移します。日本の現存植生のほとんどは代償植生です。里地、里山を形成する代償植生は自然に成立したものではありませんが、長期間に渡って維持されてきたため、そうした環境に適応した生物も多数存在しています。近年、山村地域における過疎化や高齢化、産業活動の変化に伴って、コナラ林に代表される代償植生の伐採がほとんど行われなくなっています。これにより生物相に変化が起これ、生物多様性維持の面から問題視されています。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水質指標の1つで、し尿汚染を表す指標として利用されます。数値が大きいくほど水中に存在する大腸菌群が多いことを示しています。

太陽光発電

シリコン半導体などに光が当たると、電気が発生する原理を応用した発電システムです。太陽光エネルギーを直接電気に変換する部分が太陽電池です。

多自然型工法

治水上の安全性を確保した上で、自然石や木材、植物などの自然の材料等を利用して、本来川の持つ緑豊かで魚などの生き物などがすみやすい多様な自然環境を保全、創出、再生するための工法。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する単独処理浄化槽のこと。2000(平成12)年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、浄化槽の新設時には、原則「合併処理浄化槽」を設置することが義務付けられた。

地球温暖化

石油や石炭などの化石燃料の大量消費により二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に排出され、これらのガスにより地球の温暖化が進んでいます。このまま地球温暖化が進むと、海面の上昇、異常気象の発生、食糧生産・生態系への影響などの問題が懸念されています。

沖積平野

河川の堆積作用によって生じ、現在までその作用が続いている平野。日本では完新世（沖積世）に形成された平野という意味にも用いられます。

低公害車

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車、クリーンディーゼル車（乗用車）などの環境負荷の小さい自動車のこと。

窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物は、石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様にわたります。燃焼の過程では、一酸化窒素（NO）として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。環境基準は二酸化窒素について定められています。窒素酸化物は、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の1つとなります。

特定空き家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上 危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等を言います。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種で、金属・機械部品の脱脂・洗浄、一般の溶剤、塗料、熱媒体など産業用として幅広く使用されてきました。

な行

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる。石炭や石油などの燃焼時の硫黄の酸化により発生します。大気汚染物質のひとつとして、また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られます。さらに、二酸化硫黄は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こすと言われています。

二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがあります。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。また、生物活動に由来する自然発生があります。地球規模では二酸化窒素のほとんどが生物活動から発生しています。人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られています。

熱帯雨林の減少

熱帯雨林は、野生生物種にとっても貴重な生息地となっています。また、地球的な規模で気候緩和や地球温暖化防止、土壌の保全、水源の涵養などにも寄与しています。このような地球規模的なレベルで重要な存在といえる熱帯林が、過度の焼畑耕作や商業伐採などによって年々減少しています。しかし、その背景には、発展途上地域の貧困や人口の急激な増加といった社会・経済的な問題が潜在的にあります。

農業粗生産額（農業産出額）

農産物の生産量に農家の庭先取引価格を乗じて求めた金額。

農業集落排水処理施設

農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として、農林水産省の補助事業により整備するもので、公共下水道とほぼ同様の機能を持つ施設。

農地のオーナー制度

地域の非農家や地域外住民に農地のオーナーになってもらい、一定区画の水田などを割り当て、それに対して会費を徴収し、収穫物等をオーナーに手渡す制度。

は行

バイオマスエネルギー

生物体を利用して得られるエネルギーのことで、無限に再生可能なエネルギー資源として注目されています。バイオマスエネルギーの利用方法としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがあります。

パリ協定

2015（平成 27）年 11 月から 12 月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された、2020（令和 2）年以降の温暖化対策の新たな法的枠組み。産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満になるよう努力する等の数値目標が定められた。

ビオトープ

ドイツ語で「野生生物の生息空間(場所)」を意味します。主に生態学などで用いられていましたが、ドイツなどの多様種の動植物の共同体である生物群全体の生息空間を保全・育成する取り組みを通じて環境の分野や一般の間で注目を集めるようになってきました。

PDCAサイクル

マネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、品質の維持・向上や継続的な改善活動につなげる手法。

ppm

parts per million の略。100 万分の 1 を表す単位で、濃度や含有率を表す容量比、重量比のことです。1 ppm とは、大気汚染物質の濃度表示では大気 1 m³ の中にその物質が 1 cm³ 含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水 1 kg の中にその物質が 1 mg 含まれていることです。

pg-TEQ

1 pg（ピコグラム）とは、1 兆分の 1 g を表します。TEQとは、実際のダイオキシン類の環境影響を判定するため、各異性体の実測濃度をいちばん毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号です。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じんのうち粒径が 10 ミクロン（1 cm の 1000 分の 1）以下のものをいいます。

浮遊物質（SS）

Suspended Solid の略。水中に懸濁している不溶性物質の量をいいます。

冬日

1 日の最低気温がセ氏零度を下まわる日のこと。

フロン類

フロン排出抑制法で CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を「フロン類」と定義しています。

化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきました。

しかし、これらフロン類は、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったことから、オゾン層破壊効果が無く、温室効果の小さいノンフロン等への代替が進められています。

ベンゼン

一種の臭気を持ち、芳香族化合物の母体として、各種の有機化合物の合成原料として用いられている。ガソリン中に存在し、排気ガスとして大気中に放出される。造血組織に毒性を示し、白血病を含む血液変化の原因物質です。

片麻岩類

変成岩の一種。広域変成作用でできた、粗い縞 状構造をもつ岩石です。鉱物組成は花崗岩（かこうがん）に似たものが多く、石英・長石・雲母・角閃石などからなります。

ま行

マイクロプラスチック

プラスチックは自然分解されず、半永久的に残ると言われており、紫外線や波の影響で劣化したプラスチックのうち、5mm以下のサイズになったものを指します。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する時、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票のこと。マニフェスト伝票には廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名などを記載し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の間で受け渡します。排出事業者は伝票を保管する必要があります。また産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した全ての排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の交付状況を都道府県知事などに報告する必要があります。

真夏日

最高気温がセ氏 30 度以上の日のこと。

猛暑日

最高気温がセ氏 35 度以上の日のこと。

や行

溶存酸素（DO）

水中に溶存している酸素を示します。溶存酸素が不足すると水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがあります。

ら行

リターナブルびん

ビールや酒、牛乳や清涼飲料水のびんなどで、回収して再利用されるびんのこと。リサイクルの場合、ビンや缶は再び溶かして作り直す必要があるが、リターナブルびんは洗浄するだけで再利用できるため、資源の節約とゴミの減量化に役立ちます。今では缶やペットボトルが主流となっていますが、今後有効活用のためにも新たな取り組みが進められていく容器です。

リサイクル（再利用）

産業物を資源の節約や環境汚染の防止のために再度、活用すること。再生紙化、金属等の回収、助燃剤化、熱回収等があります。

リデュース（減量）

廃棄物をなるべく出さないようにするための取り組み。事業者は原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売の抑制など製造から流通段階までの配慮が必要とされます。また消費者はごみを分別・減量化する、使い捨て製品を購入しないなど家庭からの発生量削減に努める必要があります。

リフューズ（発生回避）

申し出などを拒否するという意味があります。廃棄物の発生を減らす取り組みの一つであり、ごみの元になるものを買ったり貰ったりしないことを言います。

例えば、買い物をするときに、エコバックを持参し、レジ袋を受け取らないなどが該当します。

リユース（再使用）

使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。不要になったがまだ使えるものを再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品や容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や容器などとして使う場合があります。

伊賀市環境基本条例

伊賀市環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 12 条）

第 3 章 環境審議会（第 13 条—第 23 条）

第 4 章 雑則（第 24 条—第 26 条）

附則

前文

わたしたちのまち伊賀市は、恵まれた緑と自然環境と先人たちが築いてきた多くの歴史的・文化的環境を育み着実に発展してきた。

しかしながら、近年においてわたしたちが求めてきた利便性や豊かさとともに社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型環境問題が深刻化し、更には地球温暖化による地球上生物の持続的な生存など地球的規模に係わる重大な問題となってきた状況にあり、経済社会システムや生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次世代に引き継いでいくことの責務を有している。

これらの認識のもと、わたしたちは、市、市民及び事業者並びに市民団体の協力によって人と自然、人と人とが健全で共生する快適な環境を確保するとともに、市民の総意として本市の良好な環境の保全と創造に向けて本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。）の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者並びに市民団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に寄与するとともに市民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）及び恵み豊かな自然環境を保持し、保護することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受するとともに次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取り組みにより行われなければならない。

4 地球環境の保全は、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響に配慮し環境負荷への低減に努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全に関する施策の推進に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止等自然環境を適正に保全する措置を講ずるとともに、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民団体の責務）

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、市、市民及び事業者と協働し、環境の保全に努める責務を有する。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、環境の保全活動に関し、環境の保全に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（基本方針）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、環境の保全に関する施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 自然環境が確保され、市民が健康で文化的な生活環境づくりの推進が図られること。
- (2) 廃棄物の減量及びエネルギーの有効かつ効率的な利用等により、物質の循環が図られること。
- (3) 歴史的、文化的遺産の保全、活用等により、良好な環境づくりを推進すること。
- (4) 野生生物の種の保存その他生態系の多様性の確保が図られること。
- (5) 環境の保全に関する環境学習の推進を図ること。

（環境基本計画の策定）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定することができる。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標、基本的方向及びその配慮
- (2) 前条に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条に規定する伊賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、その内容を速やかに市民に公表するものとする。

6 第3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

第10条 市長は、環境の状況及び環境の保全形成に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

（自主的な活動の支援）

第11条 市長は、市民、事業者及び市民団体による環境の保全に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

（国等への要請等）

第12条 市は、環境の保全に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するほか、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

（設置）

第13条 法第44条の規定に基づき、市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、伊賀市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生活環境及び自然環境の保全に係る基本方針の樹立に関すること。
- (2) 公害の予防並びに防止対策及び被害対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全対策に関すること。
- (4) その他環境の保全について、特に必要があると認められる事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、調査審議し、その結果を市長に報告するとともに、意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第16条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げるところによりその職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が会長の職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めるとき、又は委員の半数以上の者から招集の請求があるときに会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別調査委員会)

第19条 審議会は、特別の事項を専門的に調査審議させるため、必要があると認めた場合には、臨時に特別調査委員会を置くことができる。

2 特別調査委員会の委員は5人以内とし、会長が審議会に諮って委員のうちから指名する。

3 特別調査委員会は、会長が必要に応じて随時招集する。

4 特別調査委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解かれたものとする。

(関係者の出席)

第20条 審議会は、市長から諮問された事項及び調査審議する事項について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第21条 会長及び委員は、第14条第1項の事項に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。ただし、審議会の同意を得たときは、この限りではない。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、人権生活環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(情報の収集と提供)

第24条 市長は、環境の保全形成に関する情報の収集と提供に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第25条 市は、関係機関相互の密接な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及び市民団体の参加並びにこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。(後略)